

監獄協會雜誌

第貳拾九卷
第五號

明治二十一年五月創刊 每月一回 二十日發行

(五月二十日發行)

監獄協會雜誌第二十九卷第五號目次

| | | | |
|-------|---|--------------------|-------|
| ○ 論 說 | 自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず(承前) (附) 刑餘者に對する刑事政策論(免囚保護制度論) | 檢事 原 夫次郎 佛國法學博士 | (二頁) |
| ○ 講 演 | 教育家の觀たる監獄(承前) | 東京音樂學校長 湯原元一 | (二四頁) |
| ○ 資 料 | 英國監獄に於ける戰爭の影響 | | (三三頁) |
| ○ 統 計 | 大正五年三月中入出監並月末在監人員表外三表 | | (三七頁) |
| ○ 說 林 | 飲酒の統計に就て○拘兒の各國監獄評○今年の花見には拘摸が多い○北米合衆國に於ける犯罪人等の去勢○「メンテリズム」に其犯罪學上の意義○胎胎問題の研究 | | (四八頁) |
| ○ 譚 叢 | 十有三年(一) | | (五一頁) |
| ○ 寄 書 | 監獄衛生雜感 | 石崎實樂生 | (五三頁) |
| ○ 通 信 | 密實淫婦の救濟研究 | 内 藤 整 | (六〇頁) |
| ○ 保 護 | 入佛式 染料に關する通信 時事だより | 宇都宮監獄 宮城、秋田監獄 | (六七頁) |
| ○ 彙 報 | 福島縣聯合保護會發會式概況 群馬縣佛教聯合會評議員會狀況報告 福島選會の近況 免囚保護會埼玉自強會總會の概況 | | (八〇頁) |
| ○ 叙 任 | 監獄協會々報 贈與金○主事の更迭○木名瀨典獄の訃 | | (八二頁) |
| ○ 會 報 | 輔成會々報 其後の加盟保護會○保護會の移轉及改稱○保護會の職會○保護會支部設置 | | (八三頁) |
| ○ 公 文 | | | |

監獄協會雜誌第貳拾九卷第五號

論

自由刑に對する懲治主義の補充制度を論ず(承第二十八卷第三十八號)

(附) 刑餘者に對する刑事政策論(免囚保護制度論)

佛國法學博士 原 夫次郎
檢事

私立佛國「ラセイヌ」縣不良少年保護會々況

(Société pour le patronage des jeunes délinquans, et des jeunes libérés du département de la seine)

本會は佛國に於ける不良少年保護團體中最も古く一千八百三十三年(八十餘年前)

(一)

說

夫の有名なる刑政學者「ベランゼ」氏(Mr. Beauchamp)の創意に係りしものにして其基礎固く政府は既に一千八百四十三年六月五日を以て同會建設物を公用營造物として認許するに至りたり今其會況を記述するに當り冗長に亘るを避け唯茲に同會の會則及び役員氏名を簡拔するに止めて其綱概を紹介せんとす

第一 本會々則

一 本會の目的

第一條 本會は「ラセイヌ」縣の監獄を出でたる不良少年を收容し此等の者に對して誠實勤勉の慣行性を養成せんことを目的とす

故に本會は此目的の下に其被收容者に對して道德的並に宗教的教育方法に依り之れが教養に勗むると同時に本會の指名したる會員の特段なる保護監督の下に其被收容者を他の勞役場に年季奉公若くは一時の被備者として備入れしむ

第二條 本會は出獄少年の疾病に罹り若くは就職口もなく亦公設慈善團の引受もなき者の爲め必要に應じて其疵護所を設置す

第三條 本會は監査機關を特設して毎年一回又は數回總ての雇主に就き其被保護者の操行と勞務の成績を監査せしむ

第四條 本會の不良少年保護期間は不良少年出獄の日より起算して滿三年間とす但假出獄等の場合に於て其出獄が未だ確定的のものにあらずして其殘刑期が右出獄後尙ほ三年以上に亘るものなるときは本會の保護期間も亦其殘刑期間存續するものとす

第五條 本會は被保護者滿十六歳に達したる後再び禁錮以上の刑に處せらる可きときは其被保護者に對し本會事務所の特別の調査報告を俟て本會評議員會の決議を経るにあらずんば其保護を繼續せざるものとす

第六條 本會に收容したる少年者の再び犯すことあるべき犯行に就き本會は一切其責に任せざるものとす

第七條 本會は別に定むる所の方法に依り被保護者に對し特定の獎勵金並に賞與金を配布す

二 本會の組織

第八條 本會名譽會長の特權を有する者左の如し

- 一 司法大臣
- 二 内務大臣
- 三 巴里の天主教管長
- 四 「ラ、セイヌ」縣(在縣)知事
- 五 警視總監

第九條 本會は加盟者、寄附者、引受保護監督者等を以て組織す

加盟者は何時にても自ら加盟せんことを本會に通告すると同時に自ら定むる所の随意の金額を一年若くは數年間に本會に納入し又は之れが納入を約する所の者にして何等其他に責務を負はしめざるものとす

寄附者の名義は右加盟者中三年間繼續して毎年少くも百法(日本貨四十に相當す)以上の釀出を爲し若くは之が釀出を約する者によりて獲得せらる可し

引受保護監督者は文書に依り右の如く三年間加盟者たり寄附者たるの義務を履行す可きことを約すると同時に尙ほ三年間本會の委託に因り本會の收容し

たる不良少年を引受け現實に之れが保護監督を爲す可きことをも約し本會評議員會の議に依り認許せられたる者を云ふ

第十條 總て前條第四項以外の者にして本會の收容少年を引受保護監督せんことを希望する者は其實行上前條の規定に則り代表的引受保護監督者を本會に申出す可し

獨力の人々に依りて希望せらるゝ引受保護監督は常に本會の保護機關に任せしむ

第十一條 引受保護監督者は本會に對して豫め左の責務を約す可し

- 一 本會に收容せられたる出獄不良少年を自ら引受け之れが交付を受くること
- 二 本會が出獄不良少年を托する趣旨に則り之れが引受少年に對し救護、就職、監督等を怠らざること

三 其托せられたる出獄不良少年の操行及び勞役の成績の良否に關し定時之を本會に報告すること

第十二條 引受保護監督者にして「ラ、セイヌ」縣の住所を退去せざる可からざる場

合に遭遇したるとき若し其退去前既に被保護者の保護監督を托せられたりとせんか或は其退去者が退去後尙ほ其資格を存續せんことを希望するとき若くは其退去後尙ほ本會の收容少年に對し深厚の配慮を爲さんことを希望するときは何れも此等の者に對し其資格を保持せしむることを得可し

第十三條 通信員はラ、セイヌ縣外に住居する者に對して本會收容少年の就職と監督とを配慮せんことを欲する者に之を委囑することを得べし

第十四條 本會は正當の理由なくして本會收容少年の引受保護監督を拒絶し若くは既に委託を受け之れが保護監督を任じたる不良少年に就き本會所定の時期に其操行及び勞務の成績を報告することを拒絶したる引受保護監督者あるときは其引受保護監督者に對し本會評議員會の特別決議に依り其引受保護の解任を宣告することを得可し若し又其拒絶の理由重大にして引受保護監督者たる資格の除斥を必要とするときは本會は豫め其引受保護監督者の辨明を求めたる後本會評議員會の議に依り之れが資格の除斥をも宣言することを得可し

三 本會の行政事務

第十五條 本會の行政事務は本會評議員會を附屬せしめたる本會事務所に於て財政に關する委員會、監査に關する委員會、就職口に關する委員會の三者に依り其補助を俟て之を行ふ

第十六條 本會本務所は一名の會長三名の副會長一名の書記長及び一名の司計を以て構成す

第十七條 本會事務所は本會々則及び其施行細則竝に本會評議員會の議決事項を執行するの機關に任ず

同所は本會評議員會の評議事項を準備す

同所は本會評議員會議員の缺員を充す爲め其三倍の候補者を本會總會に提出して其選任を求むるものとす

同所は本會の前記三委員の各候補者を本會評議員會に提出して其選任を求め且つ必要ある場合に於ては之れが免職をも提議して其議決を求むることを得せしむ

同所は本會に對して不良少年收容認許の請願ありたる場合に於て之れが調査

報告を本會評議員會に提出して以て其許容を決定せしむ可きものとす

第十八條 本會評議員會は本會事務所に於て十二名の評議員を以て組織す

第十九條 本會評議員會は本會事務所又は其一議員より提案せられたる總て本會の利害關係ある事件に就き審議す

同會は其議員中より永久又は一時の特別委員を選任することを得可し

同會は本會事務所の役員候補者三倍數の氏名を本會總會に提出して其定數の選任を求む

同會は引受保護監督者及び其候補者の認許若くは其資格の除斥を審議す

同會は本會規則の改廢を本會總會に提案することを得可し

第二十條 本會評議員中二名の評議員は本會事務所より本會副書記長を囑托せらるゝことある可し

第廿一條 本會事務所の役員及び本會評議員は本會總會に於て出席會員及び引受保護監督者の無記名投票に基く多數決に依りて選任せらる可し

第二十二條 本會の會長、書記長及び司計の各任期は三年とし其他の役員は毎年

其三分の一づゝ改選せらる可し但再選を妨げず

第二十三條 本會は本會事務所の提案に基き本會評議員會の議を経て一人若くは數人の有給書記を雇入れ本會書記長に隸屬せしむることを得可し

第二十四條 本會々長は本會を代表し本會總會、本會事務所及び本會評議員會を主裁するのみならず亦總ての委員會を司會し且つ決議の可否同數なる場合に於て其票決權を有す

同會長は定時總會に於て本會事業の報告を爲す可し

同會長は定時總會並に特別集會の時期を定むるものとす

第二十五條 本會々長は副會長の事務分擔を定めて之を指揮す

第二十六條 本會々長の缺員若くは不在の場合に在りては最古參の副會長之を代理す

第二十七條 本會書記長は本會々員名簿其他一切の重要記録を保存し其散逸なからんことに注意するの責務を負ふ

同書記長は本會々長を煩はす可き場合を除く以外の一般の往復文書を司掌す

同書記長は總ての議事日程を準備し定時及び臨時の總會を招集し且つ總會の集會に關する議事録を作成し置く可し

同書記長は總て委員會の委員たる特權を有する者とす

同書記長は特に書記課に屬する書記を指揮監督し且つ毎月本會評議員會に報告す可き事務報告書を作成す可し

第二十八條 本會書記長の缺員若くは差支の場合に在りては一名の副書記長之を代理す

第二十九條 本會司計は本會に支拂はる可き金品を受領す

第三十條 本會司計は本會會計委員會の一員より交付せられ且つ本會書記長の照準したる支拂命令ある場合にあらざれば何等支出を爲すことを得ず

第三十一條 本會司計は六箇月毎に本會々計に就き巨細の報告を爲す可し

第三十二條 本會財政委員會は三名の委員を以て組織し其委員は本會評議員會に依りて選定せられ且つ爾後毎年其三分の一を改選せられたるものとす

第三十三條 本會の財政委員會は本會司計の報告したる状態を検査し且つ本會

基本財産の利用と回收の状態を監督し併せて一般收入支出に關する状態を検査す可し

同委員會は此事に關する毎年度の報告書を準備するものとす

第三十四條 本會收容少年の就職に關する委員會は引受保護監督者(雇主)の集會に依りて組織す

前項の集會に於ては本會評議員會議員のみ票決權を有するものとす

右第一項の集會は毎月一回開催す

第三十五條 本會收容少年の雇主たる引受保護監督者は其雇傭關係の繼續期間内前條第一項の委員會に依りて指揮せらる可し

第三十六條 前條委員會は前條監督者より報告書を徴して之を監査す

同委員會は被雇少年の雇傭條款たる年期奉公の約束に就き評議し且つ之れが必要なる費用を議決す

第三十七條 保護期間中に於て必要を感す可き贈與の情願は前第三十四條の委員會に宛て、之を爲す可し

第三十八條 若し或る不良少年が至急出獄を要するの事情あり而も本會は未だ前第三十四條の委員會の議を経ざる場合に於ては本會事務所は臨時同委員會に代り適宜其引受保護監督者を選定して之れが保護監督を託す可し此場合に在りては其委託を受けたる監督者は尙ほ普通の形式に則り報告書を作成して之を右委員會に報告す可し

三 監査委員會

第三十九條 本會評議員會は其議員中より三名の委員を選出して監査會を組織し本會收容少年の操行を監督せしむ

同委員會は毎年其會員の三分の一を改選せしむ

第四十條 前條の委員會は意見を付したる報告書を本會々長に提出す可し

若し本會々長の意見か右委員會の意見に反するときは本會々長は之を本會事務所に報告して其意見の是非を定むるものとす

第四十一條 若し假出獄少年者か其引受けられたる引受保護監督者の爲め不良の行狀ありしことを發見せられたるときは其引受保護監督者は之を本會々長

に報告し本會々長は之を監査委員會の議に付して其不良少年を當該監獄署に返付し更に改善を期せんことを當該監獄署に請求することを得可し

四 本會總會

第四十二條 本會は六ヶ月毎に寄附者及び引受少年各自の報告を爲す保護監督者の本會總會を招集す

總會に關する書類は總て本會記録中に編綴して之を保存す

第四十三條 選舉は前條總會若くは同一會員の集會に依る臨時總會に於て之を爲す可し

第四十四條 本會定時總會は公開とす

總て本會の會員は各自其總會に招集せらる可し

總會に於ては本會の事業報告と會計報告を爲す可し

第四十五條 前條公開の總會に報告せらる可き報告書は豫め本會評議員會の承認を経たるものたることを要す

第四十六條 引受少年の保護監督者、寄附者及び普通會員の氏名は之れが報告を

爲したる後毎年之を公表す可し

第四十七條 公開の本會總會に於て報告シタル本會事業報告及び本會狀勢の報告は何れも之を該總會議事録と共に「ラ、セイヌ」縣知事に呈上す可し

五 一般條款

第四十八條 本會の現行會則は特に此會則改廢の爲めに招集せられたる引受少年保護監督者及び寄附者の本會總會に於て出席會員三分の二以上の同意を得たるものにして本會評議員會の請求ありし場合にあらざれば之れが改廢を提案することを得ず

第四十九條 本會事務所の提案に基き引受少年監督者及び寄附者より成立したる本會總會に於て之れが承認を與へ本會評議員會に依り決定したる本會内部行政細則は現行本會々則の執行を保障するか爲めの總ての細則を確定するものとす

然れども本會評議員會は本會事務所の提案の下に其行政細則の改廢を必要と認むるときは之れが改廢を爲し即時に之を實施し得可しと雖も其改廢は之を

最近開催の本會總會に提出して本會の事後承認を求むることを要す

第五十條 本會々長は本會を適法に建設するか爲め必要なる命令の公布を官憲に要求するの責務を負ふものとす故に若し當局官憲に於て現行の本會々則に改廢の必要を要求せられたるときは本會々長は直に之れが同意を爲すことを得可し

第二 本會役員

往年予か滯歐中一千九百十一年四月二日招かれて本會總會に臨席したる際接受したる當日の選定役員氏名録を偶々筐底に發見したるに依り之に基きて同年度の本會役員を紹介すること左の如し

名譽會頭 (President D' Honneur)

學士會員
佛國上院議員

「ルネ、ベランセ」氏 (M. René Bérenger)

名譽會長 (Présidents Honoraires)

大審院
名譽部長

「セ、プチ」氏 (M. Ch. Petit)

「ガブリエル、デモンテクロシエール」氏 (M. Gabriel Jol-t-Desclotaires)

控訴院所屬
辯護士

會長 (President)

「フェリクス、ラコアン氏」(M. Félix Lacoïn)

元辯護士會長佛國
控訴院所屬辯護士

「エルネスト、カルチエ氏」(M. Ernest Cartier)

副會長 (Vice President)

控訴院
名譽判事

「デュルヂニ、テロロ氏」(M. Georges Thureau)

控訴院所屬
辯護士

「ポール、フロマー、デュオ氏」(M. Paul Fromageot)

司 計 (Trésorier)

銀行家 「エルネスト、マレ氏」(M. Ernest Mallet)

書記長 (Secrétaire général)

控訴院所屬
辯護士

「クリスチアン、ド、コルニ氏」(M. Christian de Corny)

副書記長 (Secrétaire général adjoint)

「アンドレ、ド、エヌリ氏」(M. André de Corny)

評議員會議員 (Membres du Conseil)

控訴院所屬
辯護士

「ビエ、シヤルルトン氏」(M. Bied-Charreton)

控訴院所屬
辯護士

「エドモン、ビノシエ氏」(Edmond Binoche)

控訴院
判事

「ポール、ブルーシエ氏」(M. Pol Brouche)

登記所
名譽長官

「シヤルル、ダバンクタン氏」(M. Charles Dabanconr)

大審院
名譽判事

「フラン克蘭氏」(M. Franklin)

控訴院所屬
辯護士

「ポール、ギョー氏」(M. Paul Geullot)

地方裁判所
檢事

「ラッシュ氏」(M. Lassus)

元子爵 「ロルヂェリニ氏」(M. Lorgeril)

控訴院所屬
辯護士

「アンリ、マッソン氏」(M. Henri Masson)

控訴院所屬
辯護士

「ピエール、メルシエ氏」(M. Pierre Mercier)

參事院所屬辯護士
大審院所屬辯護士

「エルネスト、マッセ氏」(M. Ernest Passez)

名譽大藏省
收稅官

「アンリ、ヴィニオン氏」(M. Henri Vignon)

囑托醫 (Médecin de la société)

「博士、アッシュ、ド、ダシェ氏」(M. le Dr H. Dachez)

囑托技師 (Architecte de la société)

「アドリアン・アムラン」氏 (M. Adrien Hamelin)
 主 事 (Agent Général)

「シャルル・デュザン」氏 (M. Charles Zusan)

私立佛國巴里婦女救濟會々況

(L'Œuvre Libératrice à Paris)

本會は一千九百一年三月一日夫の有名なる國際婦人協會々員アヴリユ、ド、サン
 トクロア夫人 (Mme Avril de Sainte-Croix) の創立に係りしものにして同志の婦人と
 協力し銳意其發展に励めし甲斐あり當今佛國に於ける此種保護會中の巨擘たり
 往年予が巴里大學在學中同大學の教授ル、ポアットヴァン氏 (M. Le Poittevin) と俱
 に同夫人が時の司法大臣より佛國幼年裁判所法取調委員會の委員に任命せられ
 しより同教授の紹介を得て相識の間と爲り爾後屢々本會を往訪して其實況を參
 觀し且つ同夫人と會して其婦人問題に關する抱負を聽取せしが當時予に寄與せ
 し同夫人の各所に於て爲したる演說録中左の手記は實に本會の目的を絶叫した

るものとす依て茲に之れが梗概を譯録して本會目的の一般を示さんとす

『世は次第に墮落者を増し貧窮者を加へ來つて吾人を圍繞すること愈々密に此
 等不幸者は日に夜に吾人幸福者を蠶食すること愈深刻なり誰か亦此慘狀を目
 撃して社會共同生存者の連帶責任なしと謂はんや是れ洵に共同博愛の情自ら
 油然として日に月に吾人幸福者を壓迫誘致し幾多の保護會、救濟會、慈善會等を
 促進せしむる所以なり』

世の孤兒に對しては既に救助の機關あり世の墮落少年に對しては既に保護の
 途あるが上に今尙ほ、より以上の研究題目たり之を外にして尙ほ夫の勞役の途
 を得ざる職工に對しては之れが救濟會、疾病貧困者に對しては之れが施療病院
 老窮者に對しては之れが養老院、一般免囚に對しては之れが保護會等總て此種
 の窮困者の爲め既に夫れ々々適應なる救濟保護の施設あらざるはなし然るに
 最も憐む可き或種の不幸者のみ獨り遺忘せられて何等救濟を受くることなく
 して存するあり加之此種の貧窮、疾病、休業、惡徳は次第に深染して終に夫の登
 淫賣 (La prostitution réglementée) と稱せらるゝ嫌惡す可き社會に墮落するに至るな

り而して此種婦女の墮落原因に就ては今茲に一々評論することを爲さずと雖も何れも社會的政策の不徹底に原因せざるはなく而も社會は常に彼等を法律以外に放逐して顧みず彼等も亦恥辱を知らず何等覺醒の希望なくして罰せらるゝを常とす豈に憐む可きにあらずや試に夫の「サンラザール」婦女監獄 (L'asile de Saint-Lazare) の監獄醫たる博士「ジュリアン」氏 (M. le Dr. Jullien) の言議の一節を聽かずや「詐欺犯の婦女、竊盜犯の婦女其他重罪犯の婦女を恐れ其罪惡の恐る可くして其罪人の饒多なる常に二十ヶ所の庇護所は各其鐵格子を開きて之を迎ふ而して彼等は刑期満了の後放免せらるゝも彼等の身體に深刻せる惡疾は尙ほ放免せらるゝことなくして常に彼等の神身を纏ひ宗教的教化も保護的救濟も亦此酷薄を如何せん」と

又一般の出獄婦女保護會に於て最も苦慮す可きは如此既に賣春婦に墮落したる不良少女に隣接す可き普通一般の出獄婦女に關してなり現に夫の強制婦女勞役救濟會に於ては墮落したる姉妹との間に於ける契約を以て其姉妹を入會せしむることを爲さざるなり何となれば一旦登録淫賣に従事したる彼等不良

少女は常に自ら放逸なる社會を夢みると同時に常に其接近の少女を墮落の淵に誘拐して自己の徒黨を擴めんことを欲すればなり

故に此等の悲む可き墮落少女に對しては未だ如此深淵に沈淪せざる前彼等が僅に溪流に揖すの間に在りて之れが救治の策を講ずるの外なし於此乎妾等は「巴里婦女救濟會」を創立し「巴里市内の登録淫賣者」にして自ら進んで其墮落を免れ其登録を取消して以て正業に就かんことを希望する所の婦女に對し有らゆる援助を爲さんことを期するなり固より之れが爲め其事業は複雑を免れざる可しと雖も妾等は之れが勝利を獲得し成果を擧ぐ可きを遲疑せず蓋し彼の婦女等も亦此救濟事業が唯普通一般に行はるゝが如き表面の慈善心の爲めに行はるゝものあらずして全く骨肉の親に等しき慈愛の心に出づるものたることを了解し得可ければなり

巴里に設立せる本會救護所は彼の婦女等に對し其必要に應じて之を無償の安息所と爲すが故に彼等被救護婦女は此慰安の下に本會より交付を受けたる本會救護證を「巴里警視廳」に携行し先の登録淫賣者たる資格の取消を請求し得可

く(佛國に在りては巴里に於ける警察署に之れが登録を爲しける府縣令に依りて淫
 帯せざる可からず若し之に違反するときは拘留の刑に處せらる可く又若し右
 登録を爲さずして登録せらるる淫賣を爲したる者は同一の刑に處せられ爾後淫賣者
 とし得る義務を生じ若し之に反するときは)如此にして一旦本會に救護せられたる
 前記の如く拘留刑に處せらるるなり)以上は其被救護者は豫め本會の當該官憲に交渉せし所に從ひ爾後又巴里警視
 廳若くは檢査所に定時出頭するの義務を免除せらるゝことゝ爲り彼等の神身
 に必要な休養を爲し依て以て漸次普通の生活状態に入ることを得せしむる
 なり

此普通生活状態に入るの階梯として本會は先づ彼等の勞役に最も單純なる公
 園の婢女たる勞務に従事せしむ可し然れども若し其勞務が特別の事情に因り
 苦痛を感じる等の場合に於ては本會は其被救護者を特に他の地方に送り若く
 は事情に因り外國に出稼せしむることある可し但中途休養若くは他の事由に
 因り本會救護所に復歸したるときは本會は其間最も寛大なる自由と慰安を與
 ふるに吝ならず

幸ひに最初より勇氣ある婦女は直ちに妾等の注意を獎勵甘受して本會の救護
 を哀願す妾等は世の可憐なる同病婦女か此勇氣ある婦女の瀕に倣はんことを
 希望して已まざると同時に社會一般も亦此緊急の婦女問題に邁進する本會の
 目的を助成せんことを冀ふて已まざるなり豈に憐憫の爲め而已と言はんや……』

(未完)

講

演

教育家の觀たる監獄(承第二十九卷 第三三號)

東京音樂學校長 湯原元一君

此監獄を見ますと自己の失敗を認めますると同時に、又之を見まして同じ失敗の中でも相當に自ら慰むるに足るものがあらうと思ひます、それはどういふことであるかといふと、歐羅巴で能く學者が申します所の世の中の文明の進歩に従つて尠くも犯罪といふものが慘酷性のものが少くなるといふことは事實のやうに思ふ、それだけ見ましても是は幾分教育の結果であるといふことを認められるのである、これから又犯罪の中には純然たる無智に基くものがありますのを見ましたらば、是れ亦教育の効果といふものを其點に於て認めて聊か自ら慰むるに足ることであらうと思ふ、其外之に反しまして能く詐欺をするとか何とかいふものは多くは教育を受けた者がやりますが、是は詰り教育のやり方が悪い教育が智育のみを重んじて人間の感應といふものを鋭敏にし得なかつたといふ結果であります

から、是等を見ましても亦教育家といふものは大に反省しなければならぬことと思ふ、さういふやうなことを數へ上げましたらば監獄に行きまして教育上幾多の興味ある問題を見出すのであります、之を見まして直すべきことは直さなければならぬといふ考が始めて能く起るであらうと思ふ、是が即ち私が教育家として監獄を見なければならぬと云ふ又一つの理由と申して宜からうと思ふ。

それからもう一つは監獄に於ける犯罪人に付きまして、是は諸君の百も御承知の通りに犯罪性といふものが天然に具つて居るかどうかといふことは學者の議論があつて私共には判断が出来ませぬが、先天的であるといふ議論もなか／＼勢力ある様子であります、併し又一方から唯純粹に心理學者などに言はせますといふと、犯罪者の心理状態が普通人に異なるといふことはいふことではない、即ち其性質に依つて異なるといふことはいふことではない、唯分量に依つて異なるのであるといふことを申しますのは教育家などの立場としてはさう見たいのであります、然らばどうして其犯罪といふものが出来るかといへば、それは私は學術上の御話を申上げることが出来ませぬが、唯疑ひもないことは境遇に依る、即ち犯罪といふものは一種の社會約現象であるといふことは必ずしも其途を研究せぬでもそれだけのことは誰でも認め得ることであらうと思ふ、家内で以て兄弟喧嘩をして打ち合ひましたのは決して諸君の御厄介にならない、家の中で親の物を子供が盗みましたのは決して又諸君の御厄介にはならない、併し事實に於

演

講

ては人を毆打する、人の物を盗む、即ち竊盜をするといふのでありますけれども、それは家内で行はれますのは罪にならぬ、外に出しまして始めて是が罪になるのである、此一事を見ましても犯罪といふものは其人の境遇の支配を受けることが非常に多いといふことを推測することが出来やうと思ひます、そこで犯罪と境遇との關係は監獄に行きまして其筋の人から一々其人に就て説明を聴きましたらば非常に多大な密接な關係を持つて居ることを具體的に知ることが出来ます、之を知つて置いてさうして生徒に接するといふことが誠に教育家としては必要である、前きに申しました通りに教育家といふものは案外に神經過敏な人が多い、ちよいとしたことをも非常に之を重大視する、其重大視するといふことは詰り神經過敏である、軟いものを押し下すと指がズボリと這入るやうに非常に深い印象を受ける、さうして其瞬間に於ては普通の青年から想像上で非常に悪人を作り出す、さうしてそれに對して充分の復讐をしなければならぬといふ、恰も婦人に固有するやうな根性になるのであります、然るに此際に犯罪といふものは必ずしも其人の犯罪性のみに基くものではない、犯罪といふものは境遇から來るものであるといふことと具體的に實例の上で能く知つて居りますと、其時には必ず一時の怒を抑へまして、何とか其處で冷靜に考へ直すのであらうと思ふ、是は其度を重ねますと本人の修養になります、それで犯罪といふものは多くは境遇の然らしむるものであるといふ考を以て人に對する

のと、犯罪といふものは先天的に基くものであるといふ考で人を見るのとは其結果に於て餘程の懸隔を生ずる一方は人を善意に解釋する、又他の一方は人を惡意に解釋するといふ全く反對の相違を生ずるのでありますから、是は單り教育家が生徒に對するのみならず、世の中に處して行きますのに付ても非常に教訓になることであります、蘇東坡の言葉に「天下元無不好人」即ち世間に決して好からざる人はないと申して居りますが、斯ういふことを平生注意して置きますと、世の中を悪い者ばかり、悪い事ばかりといふ風に悪い方ばかり引附けなくて、反對に善い人、善い事が多いといふ考を以て見るのであります、是が教育家としては最も必要なことである、勿論一方に於ては人間の惡性も知らなければならぬが、大多數の人に對しては所謂「天下元無不好人」といふ心を以て接することが必要である、教育家は愛情に富まなければならぬといふことは口の上では容易に言はれますけれども、教育家も同じ人間であるから之に對して特に深い愛情を求め譯には往かぬ、如何に愛情を搾り出せと言つても搾り出せない場合もある、自分の生んだ兒さへ變な奴は變な奴である、況んや月謝を拂つて來て居る者に付て一々可愛く思へ〜と言つた所が可愛く思へない子供もある、けれども人間といふものにはさう悪い者はないと云ふ考へで之を善く見れば則ちそれが可愛がつてやるのと同じやうな結果になるのであります、それで私は平生教育書などには能く書いてあります教育家の只最も大切

なることは人を愛するといふことはなか／＼一般の教育家には望まれない、唯併ながら人間を悪く見るな、所謂悪い事といふものはその大部分を其人の境遇に責を負はして仕舞へ、境遇さへ變へてやれば其人は立派な元の善人になるのである、斯ういふ考を以て人を見る方が宜からうといふ位に止めて居るのであります、是も監獄などに行きまして、實學、活きた學問をしますと本を讀んだよりは益を得るのであります、現に私は兩三度監獄に行きまして第一得ましたる教訓はそれであつた、此人が境遇さへ變れば斯んなことはしなかつたらうといふやうな實例を澤山聽きもし見もしましたのであります。

それから囚徒の教誨、監獄のお方は總て教誨師を御勤めにならぬでも少くも其精神に於ては教誨師で御居でなければならぬこと、思ふ、併し實際に於ては、典獄初め自ら教誨を爲さるるといふことは出来ぬから教誨師といふものが別に置いてあるのであらうと思ふ、加之れ殊に教誨といふ意味に於ての囚徒の取扱にしてこゝは是は學校とは餘程違ふ、學校は前に申します通り大體善い者が悪くならないやうにして、さうして善い方を益々發達するやうにする、是は自然の勢を助長して行くのでありますから、餘程やり宜い、木を植えて培かひ、水を注いでさうして日に當て、之を育て、行き、虫の附かぬやうにし、雨風に打挫かれぬやうにするといふ丈けのことである、此仕事といふものは大

體自然に打遣つて置いて成長するのを助けてやるのであるから餘程やり易い、之に反して諸君の仕事といふものは既に朽ちて仕舞つて虫が這入つた或は折れて仕舞つた、斯ういふものを又元の通りにして行くといふ意味が含んで居るであらうと思ふ、元のやうにならぬでも夫れ以上に悪くならぬやうにといふ意味は尠くも含んで居らうと思ふ、現狀に止めるのでさへもむづかしいが、之を普通の人に引直して行くといふことは誠にむづかしいことである、此むづかしいことを爲すが即ち囚徒の教誨である、さて此教誨といふものは感化院に於ける感化教育を參考にするよりも猶一層教育家の爲には宜しく學ぶべきことがあるであらうと思ふ、併し其方法は今日迄どれ程の研究が積まれて居るか知れませぬが、私の知つて居ります、留岡幸助君などから時々經驗談を聞きますが、此先生方は矢張り胸襟を披いて此際には殊に愛といふことを主として囚徒に接するが必要であるといふことを言はれます、是は勿論相手に依りましたは有効でありませう、愛を注ぎ掛けてその情を温めて元の人間に復すといふことも必ず必要であらうと思ふ、其外どういふ手段方法を執つて居られるか、是等のことに就ては私は不幸にして今日まで共に御話をしたこともありませぬが、併しそれに付ては餘程苦心を費されて居ることであらうと思ふ、聞く所に據りますれば教誨師などいふものは餘り政府の待遇も良くないさうでありますから、或はさういふ事も自然唯通り一遍のことになつて居りはせぬかと思ひますが、併し

折角やることならば成る丈有效にやりたいものと思ひます、之を有效にするに付ては其人を得ことは第一に必要であると同時に所謂悪を矯正する方法、善を助長する方法は教育學といふものがありますから此教育學に對しまして特に悪を矯正するといふ方法に對して一種の學問を工夫してはごうであらうかと思ふ、感化教育などに付ては既に多少の研究がありますが、此學問に於ては矢張り此原理を推し擴めて往つたら何とか相當の結果を見はしはしないかと思ひます、是は十時君がやつて居られますやうな専門が發達しましたならば、其應用としては斯ういふ學問が新に起りはしないかと思ふ、併し普通の人を教育する教育學は既に相當に體系を具えて居りますけれども、感化教育法なるものもまだ立派に組織立つて居らぬやうであります、況やモットそれよりは性の悪い人を取扱つて之を直して行くに付てはその一定方法を工夫することはなかく容易でない、之が爲に一貫した道理を發見するなどいふこと勿論前途尙極めて遼遠と言はねばならぬ。併し之に付ての一種の學問を組立てることが可能であるか不可能であるかといふと、私は寧ろ可能であると申したいのであります、之に付て諸君は此事業に長く御經驗のある方であるから、先づ此經驗を集めるといふことに爲されてはごうかと思ふ、其外裁判官の諸君の御經驗、それから刑法學者の御研究の結果、さういふやうなものを合せまして、其處に段々探りを入れて參りましたならば何とか一道の光明を見出すことは出来ないかと思ふ、是は誠

に机上の空論でありますけれども、唯憚りなく私の希望丈けを申上ぐれば其通りであります、それまでに至らずとも其教誨の方法に付きましては能く打合して互に大に參考に供しなければならぬと思ふのであります、斯ういふ色々な點からいひましても此教育家といふものが即ち平常は最も監獄とは疎遠である、又疎遠であるべきものと世間で思つて居ります教育家と云ふものが、其監獄の状態を見ると云ふことが必要であらうと思ひます、又之に反しまして諸君の如き悪い者ばかりを取扱つて居られる方は亦善い人が多數を占めて居る所の學校を見るときに必要であらうと思ふ、私が山口の高等學校に居りました時分に此處にお居での控訴院長閣下の御友達であると記憶して居りますが、堀三友といふ法學士が私の親友であつて、それが私の學校に法學通論を教へに来て居つて、能く其述懐を聽きましたが、裁判所に參りますと悪い者ばかりを相手にして何とも言へぬ厭な心持がする、所がノートを持つて學校に參つて有望な青年の爲に講義をする時の心持はまるで暗闇から明るみに出たやうな氣になる、裁判所に行くのみでは所謂悲觀者になつて仕舞ふが、幸にして此學校に来るから其爲めに精神に慰安を得て非常な世の中に望を繋ぐやうになると言つて居りましたが、此人は實は早死を致しました、さういふことを聞いたこともありましたが諸君に於きましても何か一風變つたことのある教育者の教育法といふものを一つ御覽になつたら宜からうと思ふのであります、學校の教育法とい

ふものは誠に生温るいものでありますけれども其裡にも理窟はつんで居りますから、それを御覽になるといふことが必要であらうと思ひます、此教育學といふものは諸君に決して縁のないものではない、今日に於ては陸軍でも海軍でも教育専門の人が大分出来て居る、所謂軍人の精神を養成するには、昔のやうに唯力んで見せたばかりではいかぬ、學術的にやらなければならぬ、學術的にやれば勞少くして功は倍する、即ち今日の言葉で言へば所謂能率増進の法に依らなければならぬといふことに着眼されて、私の知つて居ります將校殊に海軍の將校には夫れ／＼専門の人があります、監獄に於て悪い者ばかりを集めて教誨されるにしても矢張りこんな考は少くも御参考にならうと思ひます。

以上は諸君の日常のお仕事には餘りに縁のないことであつて、而も全く常識上の話に過ぎませんが兎に角是で以て私の責を塞ぎましたのであります。(完)

資 料

英國監獄に於ける戦争の影響

一 犯罪の減少

今次の戦亂勃發以來、犯罪の減少に就ては屢々論評せられつゝ、ありしが、英蘭及びヒッ 監獄委員會年報に依つて茲に之を詳述せられたり。本年報の十二ヶ月中には戦時の期間僅に八ヶ月を含むものなるも尙且つ在監人員三七、三二〇人の減少を觀るに至れり。過去十年間の経過より觀れば在監人は逐年遞減し來り一九一五年三月三十一日に終る一年内に於ける受刑者人員は一〇四、〇〇〇人の最少限度を示すに至れり。遡りて十年前即ち一、九〇四年度に於て受刑者にして監獄に收容せし人員は一、九七、九四一人なりき。今此の員數を人口の増加數と對比するに受刑者人員の低減洵に著しきことを知り得るなり、即ち一、八九九年より一、九〇〇年に至る一年度には人口十萬に對し受刑者四百八十三人四分に當りしに一九〇四年より一、九〇五年に至る一年度に於ては其比例は五百八十六人二分に上り、一九〇九

年より一九一〇年に至る一年度に在りては五百三人五分、更に一九一三年より一九一四年に至る一年度に至りては三百六十九人五分を示し進んで本年報記載の年即ち一、九一四年度に及びては人口十萬に對する受刑者の割合は二百八十一人四分に低減したるが爲に前年度の員數に對し實に八十八人の減少を來したるなり

以上の如き結果の據つて來れる原因を究むることは格別難事なりと云ふべきものにあらざる其の原因は即ち左の如し

一、同監罷業、工業上の紛争、政治上竝に選舉上の紛騒等ありたるにも拘らず一般國民の法律命令に服従する念慮を育成するに至りし事實の著明なること

二、禁酒問題に就いては幾多反對説ありたるも男女共禁酒の風大に増多せしこと

三、職業は増加し賃銀は増進せしこと

四、徒らに監獄に收禁することを不必要とする傾向を生せしと共に短期の拘禁を以て却つて有利なりとの觀念を懐かしむるに至りたること

監獄委員會は戰亂勃發以來在監人員に著しき減少を得たりと云ふに對し左の如く立證せり前年（一九一四年）八月四日現在の地方監獄在監人員は一三、五八〇人内男一、五三二人女二、〇四九人なりし

が一九一五年三月三十一日に於ては實に九、一九九人に低減し即ち男四二、〇一〇人女四三九人の減を示せり。在監人員斯の如く著しく減少したるが爲に監獄吏員中多數豫備兵として非常召集に應じたるにも拘らず委員會をして格段の困難を感せしむることなく剩へ補充兵に應募せんと欲する職員に對しても一般に其の許可を與ふることを得せしめたりき、委員會は褒賞人名簿に就ても大に満足するところあり蓋し開戦以來軍隊に参加したる者高級官吏二十九人書記二十三人下級官吏五百四十八人を出し其後の戦報に依れば之等勇士の六百人中戦死したる者三十一人、行衛不明となりたる者四人、負傷者二十五人俘虜となりたる者六人なり之に反して將校に進級したる者四人殊勳の勳章を授けられたる者二人に及びり。

二 囚徒の精勵

監獄委員は囚徒に就ても亦た誇りとするところあり、彼等は専心其本分を守り、作業に科程の定めなきも其の勞作頗る賞嘆すべく、懲罰の率は其低下せることに於て未だ嘗て知らざるなりされば體罰に相當すと認定せらるべきもの僅に五件に過ぎず、作業に勉勵の結果就業者日々二千人を減じつゝあるも作業局の收入額は一四四、六九二磅に達し之を前年度額に比し超過すること一、〇〇〇磅なり、軍需品は日々五千個を製作す、作業時間は伸長せられ麻屑撰の作業を廢止し利益あり興味ある作業を指定

せらるゝに至れり、作業怠慢の風を認めたることなく、所謂「各人悉く國難に殉せんが爲に勞働するものにして決して他の何物よりも強制せられて勞作するものにあらず」との感を懐き居るものゝ如し。

囚徒に對しては「規定外の「糧食給與を許され」尙一週一回海陸の戦況を知らしめ得ることになしたるは洵に喜ぶべきことなり。

斯の如き事項は遇囚に好果在らしむるものにして則ち監獄は今や革新せられたることゝなり且つ囚人の精神上肉體上の單調不變を破るべき時機は將に到來せりと信す蓋し無價値なる課業を無益に繰り返さしむる結果は活動を欲求する者の産業的及び實質的能力を萎縮消沈せしむるに至らんことは却つて好ましきことにあらざればなり、(ジャパン、クロニクル所載)

支北獨澳瑞西 支米合衆 支地那 支牙利 支典國 支計

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 1 | 7 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 7 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 7 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 7 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 7 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 7 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 7 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 7 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 1 | 7 | 1 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

| 總計 | 男 | 女 | 總計 | 男 | 女 | 受刑者 | | 勞務者 | | 刑務所 | | 前年同月 | 末日現在 | 前月比較 | 前年比較 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | | | | | 入 | 出 | 入 | 出 | 在 | 在 | | | | |
| 53,315 | 22,216 | 31,099 | 53,315 | 22,216 | 31,099 | 47,891 | 4,424 | 47,891 | 4,424 | 50,891 | 3,000 | 47,891 | 3,000 | 50,891 | 3,000 |
| 2,115 | 1,060 | 1,055 | 2,115 | 1,060 | 1,055 | 2,115 | 1,060 | 2,115 | 1,060 | 2,115 | 1,060 | 2,115 | 1,060 | 2,115 | 1,060 |
| 51,200 | 21,156 | 30,044 | 51,200 | 21,156 | 30,044 | 45,767 | 5,433 | 45,767 | 5,433 | 47,891 | 2,938 | 45,767 | 2,938 | 47,891 | 2,938 |
| 2,115 | 1,060 | 1,055 | 2,115 | 1,060 | 1,055 | 2,115 | 1,060 | 2,115 | 1,060 | 2,115 | 1,060 | 2,115 | 1,060 | 2,115 | 1,060 |
| 49,085 | 20,096 | 28,989 | 49,085 | 20,096 | 28,989 | 43,330 | 5,759 | 43,330 | 5,759 | 45,767 | 2,768 | 43,330 | 2,768 | 45,767 | 2,768 |
| 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 |
| 47,030 | 19,566 | 27,464 | 47,030 | 19,566 | 27,464 | 42,272 | 4,788 | 42,272 | 4,788 | 45,767 | 2,650 | 42,272 | 2,650 | 45,767 | 2,650 |
| 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 |
| 45,975 | 19,036 | 26,939 | 45,975 | 19,036 | 26,939 | 41,217 | 4,762 | 41,217 | 4,762 | 45,767 | 2,450 | 41,217 | 2,450 | 45,767 | 2,450 |
| 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 |
| 44,920 | 18,506 | 26,414 | 44,920 | 18,506 | 26,414 | 40,152 | 4,762 | 40,152 | 4,762 | 45,767 | 2,150 | 40,152 | 2,150 | 45,767 | 2,150 |
| 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 |
| 43,865 | 17,976 | 25,889 | 43,865 | 17,976 | 25,889 | 39,087 | 4,782 | 39,087 | 4,782 | 45,767 | 1,650 | 39,087 | 1,650 | 45,767 | 1,650 |
| 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 |
| 42,810 | 17,446 | 25,364 | 42,810 | 17,446 | 25,364 | 38,022 | 4,788 | 38,022 | 4,788 | 45,767 | 1,150 | 38,022 | 1,150 | 45,767 | 1,150 |
| 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 |
| 41,755 | 16,916 | 24,839 | 41,755 | 16,916 | 24,839 | 36,957 | 4,802 | 36,957 | 4,802 | 45,767 | 650 | 36,957 | 650 | 45,767 | 650 |
| 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 |
| 40,700 | 16,386 | 24,314 | 40,700 | 16,386 | 24,314 | 35,892 | 4,812 | 35,892 | 4,812 | 45,767 | 150 | 35,892 | 150 | 45,767 | 150 |
| 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 525 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 | 1,055 | 530 |

大正五年三月中入出監並月末在監人員

統計

(△ハ減)

大正五年三月末日現在受刑者刑名表

| 總計 | 十勝 | 網走 | 樽井 | 札内 | 函館 | 沖繩 | 三池 | 鹿島 | 宮崎 | 熊本 | 佐賀 | 大分 | 刑名 | | 前月末日 | 前年同月 | 前月比較 | 前年比較 |
|-------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | | | | | | | | | | | | 無期 | 短期 | | | | |
| 四,九二〇 | 一,〇三四 | 六,六六 | 九,四七 | 一,〇三二 | 五,九〇 | 二,九一 | 一,二七二 | 五,四〇 | 四,八五 | 四,九三 |
| 四,九二〇 | 一,〇三四 | 六,六六 | 九,四七 | 一,〇三二 | 五,九〇 | 二,九一 | 一,二七二 | 五,四〇 | 四,八五 | 四,九三 |
| 四,九二〇 | 一,〇三四 | 六,六六 | 九,四七 | 一,〇三二 | 五,九〇 | 二,九一 | 一,二七二 | 五,四〇 | 四,八五 | 四,九三 |

| 受刑者數 | 拘留 | 合 | 刑 | | | | | | | 無期 | 計 | | | | | |
|--------|----|--------|------|------|------|------|------|------|------|--------|-----|-------|-------|-------|----|-----|
| | | | 三月以下 | 六月以下 | 一年以下 | 二年以下 | 三年以下 | 五年以下 | 十年以下 | | | | | | | |
| 四六,三六七 | 一〇 | 四六,五三四 | 二八 | 二二 | 六六 | 四四 | 一一 | 一一 | 一一 | 四六,三六七 | 二八三 | 六,一五五 | 六,二二四 | 五,八一九 | 三二 | 三三六 |
| 二九,三二六 | 一〇 | 一七,〇四一 | 二八 | 二二 | 六六 | 四四 | 一一 | 一一 | 一一 | 二九,三二六 | 三三三 | 九,〇四三 | 九,〇四三 | 八,〇一四 | 一一 | 八一七 |
| 四六,三六七 | 一〇 | 四六,五三四 | 二八 | 二二 | 六六 | 四四 | 一一 | 一一 | 一一 | 四六,三六七 | 二七〇 | 七,七二九 | 七,七二九 | 八,八四一 | 一一 | 一一 |
| 二九,三二六 | 一〇 | 一七,〇四一 | 二八 | 二二 | 六六 | 四四 | 一一 | 一一 | 一一 | 二九,三二六 | 二七〇 | 七,七二九 | 七,七二九 | 八,八四一 | 一一 | 一一 |
| 四六,三六七 | 一〇 | 四六,五三四 | 二八 | 二二 | 六六 | 四四 | 一一 | 一一 | 一一 | 四六,三六七 | 二七〇 | 七,七二九 | 七,七二九 | 八,八四一 | 一一 | 一一 |
| 二九,三二六 | 一〇 | 一七,〇四一 | 二八 | 二二 | 六六 | 四四 | 一一 | 一一 | 一一 | 二九,三二六 | 二七〇 | 七,七二九 | 七,七二九 | 八,八四一 | 一一 | 一一 |
| 四六,三六七 | 一〇 | 四六,五三四 | 二八 | 二二 | 六六 | 四四 | 一一 | 一一 | 一一 | 四六,三六七 | 二七〇 | 七,七二九 | 七,七二九 | 八,八四一 | 一一 | 一一 |
| 二九,三二六 | 一〇 | 一七,〇四一 | 二八 | 二二 | 六六 | 四四 | 一一 | 一一 | 一一 | 二九,三二六 | 二七〇 | 七,七二九 | 七,七二九 | 八,八四一 | 一一 | 一一 |
| 四六,三六七 | 一〇 | 四六,五三四 | 二八 | 二二 | 六六 | 四四 | 一一 | 一一 | 一一 | 四六,三六七 | 二七〇 | 七,七二九 | 七,七二九 | 八,八四一 | 一一 | 一一 |
| 二九,三二六 | 一〇 | 一七,〇四一 | 二八 | 二二 | 六六 | 四四 | 一一 | 一一 | 一一 | 二九,三二六 | 二七〇 | 七,七二九 | 七,七二九 | 八,八四一 | 一一 | 一一 |

大正五年三月末日現在在監受刑者罪名表

(△減)

| 罪名 | 受刑者年齡 | | 計 | 前月末日現在 | 前年同月末日現在 | 前月比較 | | 前年比較 | |
|-----------|--------|-------|--------|--------|----------|------|----|------|-----|
| | 十八歲未滿 | 二十歲未滿 | | | | 增 | 減 | 增 | 減 |
| 殺人 | 一、五六八 | 一、二二三 | 一、六九一 | 一、六八四 | 一、七三六 | △ | 七 | △ | 四五 |
| 強盜 | 一、八五一 | 一、二二一 | 一、九七二 | 一、九九六 | 二、一〇八 | △ | 二四 | △ | 一三六 |
| 賭博及七當籤 | 四三、一一五 | 一、六九八 | 四四、八一三 | 四四、二一一 | 四七、〇三二 | △ | 六〇 | △ | 二三九 |
| 詐欺及七恐喝 | 四六、五三四 | 一、九四二 | 四八、四七六 | 四七、八九一 | 五〇、八九六 | △ | 五八 | △ | 二四〇 |
| 贓物ニ關ス | 二、四七八〇 | 七七五 | 二、五五五 | 二、五四三 | 二、六三六 | △ | 五四 | △ | 二五八 |
| 毀棄及七隱匿 | 二、六七一 | 二二 | 二、六九三 | 二、七四六 | 二、九五五 | △ | 五〇 | △ | 二五八 |
| 通假偽造 | 三、二一九 | 一一六 | 三、三三五 | 三、三三六 | 三、三三八 | △ | 二 | △ | 三三三 |
| 文書、有價證券偽造 | 五、四九七 | 一四一 | 五、六三八 | 五、六一八 | 五、九七一 | △ | 二〇 | △ | 三三三 |
| 印章偽造 | 二、〇三八 | 四〇 | 二、〇七八 | 二、〇四二 | 二、一八四 | △ | 三六 | △ | 一〇六 |
| 偽證及七誣告 | 五三二 | 二二 | 五五三 | 五一一 | 五五一 | △ | 四 | △ | 二 |
| 毀棄及七隱匿 | 三、四 | 一一 | 三五 | 三八 | 五一 | △ | 三 | △ | 一六 |
| 通假偽造 | 一九〇 | 二 | 一九二 | 一八八 | 一七八 | △ | 四 | △ | 一四 |
| 文書、有價證券偽造 | 一、一五四 | 一八 | 一、一七二 | 一、一七〇 | 一、二七三 | △ | 二 | △ | 一〇一 |
| 印章偽造 | 四一 | 一 | 四一 | 四八 | 四六 | △ | 七 | △ | 一 |
| 偽證及七誣告 | 八五 | 一 | 八六 | 八二 | 一〇九 | △ | 四 | △ | 二二 |
| 毀棄及七隱匿 | 六〇 | 一 | 六一 | 六二 | 六八 | △ | 二 | △ | 八 |
| 毀棄及七隱匿 | 三〇六 | 一 | 三二〇 | 三三一 | 三五四 | △ | 一 | △ | 三四 |
| 毀棄及七隱匿 | 一、三二八 | 二九 | 一、三五七 | 一、三六七 | 一、三四五 | △ | 一〇 | △ | 一一 |

| 罪名 | 受刑者年齡 | | 計 | 前月末日現在 | 前年同月末日現在 | 前月比較 | | 前年比較 | |
|-----------|--------|-------|--------|--------|----------|------|----|------|----|
| | 十八歲未滿 | 二十歲未滿 | | | | 增 | 減 | 增 | 減 |
| 殺人 | 二、二四四 | 一八〇 | 二、四二四 | 二、四六八 | 二、五〇三 | △ | 四四 | △ | 七九 |
| 強盜 | 四〇 | 一三九 | 一七九 | 一七七 | 一九九 | △ | 二 | △ | 二〇 |
| 賭博及七當籤 | 一四 | 二 | 一六 | 一五 | 一六 | △ | 一 | △ | 一 |
| 詐欺及七恐喝 | 二四 | 五九 | 八三 | 七三 | 九四 | △ | 一〇 | △ | 一一 |
| 贓物ニ關ス | 四四 | 一 | 四四 | 四四 | 四四 | △ | 〇 | △ | 〇 |
| 毀棄及七隱匿 | 四二 | 一 | 四三 | 四三 | 三八 | △ | 五 | △ | 〇 |
| 通假偽造 | 三二 | 一 | 三三 | 四九 | 三二 | △ | 一七 | △ | 一八 |
| 文書、有價證券偽造 | 一、二五七 | 二二 | 一、五〇九 | 一、五三四 | 一、七〇七 | △ | 二五 | △ | 一九 |
| 印章偽造 | 一五九 | 二 | 一六一 | 一六一 | 一四二 | △ | 一 | △ | 一 |
| 偽證及七誣告 | 六六 | 四 | 七〇 | 七〇 | 一〇六 | △ | 一 | △ | 三六 |
| 毀棄及七隱匿 | 一七八 | 一九 | 一九七 | 一九七 | 一八二 | △ | 一 | △ | 一五 |
| 毀棄及七隱匿 | 四六、〇三五 | 一、八四七 | 四七、八八二 | 四七、三〇七 | 五〇、三一七 | △ | 五七 | △ | 四三 |
| 毀棄及七隱匿 | 四七 | 一 | 四七 | 五四 | 四三 | △ | 七 | △ | 四 |
| 毀棄及七隱匿 | 一六八 | 一 | 一六九 | 一五三 | 一九五 | △ | 一六 | △ | 二六 |
| 毀棄及七隱匿 | 二二 | 一 | 二三 | 二一 | 二六 | △ | 二 | △ | 三 |
| 毀棄及七隱匿 | 三三 | 一 | 三三 | 三一 | 二六 | △ | 二 | △ | 三 |
| 毀棄及七隱匿 | 三八 | 一 | 三九 | 三八 | 四四 | △ | 一 | △ | 六 |
| 毀棄及七隱匿 | 一〇六 | 一 | 一〇七 | 一一七 | 七四 | △ | 一〇 | △ | 三三 |
| 毀棄及七隱匿 | 一〇四 | 一 | 一〇五 | 一八三 | 一六一 | △ | 一〇 | △ | 二四 |
| 毀棄及七隱匿 | 一三 | 一 | 一四 | 一八 | 三六 | △ | 二 | △ | 六 |
| 毀棄及七隱匿 | 四九九 | 九五 | 五九四 | 五八四 | 五七九 | △ | 七 | △ | 一一 |
| 毀棄及七隱匿 | 四六、五三四 | 一、九四二 | 四八、四七六 | 四七、八九一 | 五〇、八九六 | △ | 五八 | △ | 二四 |

説林

○飲酒の統計に就て 酒は百毒の長として又は憂を拂ふ玉簪孫と稱へて上戸社會に歡迎せられて居る、然し之を一方より研究する時は飲酒の害も亦尠少ではない、則ち間接直接に種々の方面より之を統計的觀察することは敢て徒勞に屬するものでもない、謂ゆる之によりて上戸社會に多少の警戒を與へることも有らうと思ふ、實に直接間接飲酒より起りて不知不識の間に於て貴賤の區別なく警察官衛の手数を煩はすことも少くない、今之を東京府下に於ける既往十年間に於ける統計に就て見る、飲酒の爲に刑法違警罪又は警察犯處罰令によりて處分せられしものは左の如くである。

| | |
|--------|--------|
| 明治三十八年 | 三六四八 |
| 同三十九年 | 二二八八 |
| 同四十年 | 三三五八 |
| 同四十一年 | 九三八八 |
| 同四十二年 | 一、二八七八 |
| 同四十三年 | 一、九八七八 |
| 同四十四年 | 一、七五三八 |

| | |
|-------|--------|
| 同四十五年 | 一、六六六八 |
| 大正元年 | 一、三三〇八 |
| 大正二年 | 一、〇八二八 |
| 大正三年 | 一、〇八二八 |

即ち明治四十一年以前は刑法第四百二十九條監禁して路上に喧嘩し又は醉臥するもので、同四十二年以後は之を訂正されて警察犯處罰令第二條公衆の自由に交通し居る場所に於て喧嘩し横臥し又は泥酔して徘徊するものである、然しこの數も漸次増加するもので明治三十八年には僅かに三六四八人である之を十ヶ年後の大正三年と對照する時は七一八人の増加で三倍以上に達して居る、如斯現象は畢竟人口の増加に伴ふ結果に依るも一つの原因ではあるまいか、即ち警察廳の調査によると、明治三十八年の東京府下の人口は一九八五七一人で十ヶ年後の大正三年の人口は二七六三九八七人で實に七七八三一人の増加である、この増加によりて觀るべきは毎年七乃至九年の人口増加率を示して居る、然しなごら監禁者の増加は人口の増加よりも其割合が多いのを見る、何か又他に原因があるかと思はれる、殊に明治四十三年には非常に増加を示して居るの統計上奇異なる現象である。

明治四十年 八八六八

説

林

| | |
|-------|--------|
| 同四十一年 | 一、五〇四八 |
| 同四十二年 | 三、二一三八 |
| 同四十三年 | 三、八六八八 |
| 同四十四年 | 五、三五一一 |
| 同四十五年 | 五、九〇七八 |
| 大正元年 | 六、一五三八 |
| 大正二年 | 五、六六五八 |
| 大正三年 | 五、六六五八 |

本表によりて觀るときは如何に泥酔者の多きかを示すもので蓋し思ひ夾に過ぐるものがある、即ち明治四十年の八八六八人が翌年には殆んど倍數となり又、其次年には一倍以上に進んで四十二年には三二一三人となりし如きは、著しい増加であつて、之も亦人口の増加とは遙かに其割合が多いのを見る、之等増加の現象は單に人口の増加に伴ふのみでなく、之を深く研究する時は他に尙其原因を發見することを得ると思ふ、尙ほ泥酔者として檢束せらるゝは言ふ迄もなく普通一般の酔酺者にあらずして、所謂酔酺者の最も危険の虞あるものと認められ、止むなく檢束せられしもので、此内には隨分身分の高きもの學識あるものも往々ある、多くは泥酔の爲め前後不覺に陥入り、公安を害し、官衛を煩わし、醒めて初めて後悔するが如きものが多い。

此外傷害罪の如きに平均一ヶ年九四六件もあるが其中には飲酒に原因するものも多からふと思ふ、勿論其他の刑法上の罪にしても、飲酒との關係は少くないことは多くの人の調査に就て見るも亦明

か的事實であつて、是に由りて見れば飲酒の害も亦恐るべきものと謂わればならぬ。(日本犯罪學會年報)

○掏兒の各國監獄評

今より十數年前米國セント

ルイ市に於て警察の手を逃れし有名な掏兒フラング、マチュールセツクなる者其後歐洲に渡りて、各國に掏摸を仰ぎ各所の監獄に月日を送りたるが、此程探偵に捕らへられて米國に送還せられたり、今同人が各國の監獄に就て語る處を聞くと、『予は羅馬及びカイロに於て各一度入監し佛國、英國に於ては各數度、獨逸に於ては一回而かも五年間の懲役に服したり、殊に獨逸に於ける監獄は最も嚴にして余は獨逸に於て五年の懲役に服するよりも米國に於て十五年の懲役に服するを寧ろ喜ぶものなり、獨逸に於ては初め三年間は一回たりとも足を監房の外に運ぶを得ず、五年を通じて予の日に入たる肉類は僅々四封度を越ゆることなく最初の六ヶ月間は殆んど衣服をすら給せられざりき、或時予は退屈と苛酷の取扱より予の心を紛らはさんさて書籍の借覽を希望したるに單に此理由を以て以後十日間麵包と水との外何物をも給せられざりき、佛國の監獄にては予は非常に親切なる待遇を受けたり、英國にては一度衣類なき儘十四日間監房の中に幽閉せられたることあるも先づ一般に取扱は善良なりき予は獨逸に於ける經驗を思ひ出す毎に未だ悚然として寒心せざるなきを得ず』云々亦以て一般を推知すべし。(法律新聞)

○今年の花見には掏摸が多い

紅霞源ふ瀧部の花も一重は名残りなく散つて了ひ今は荒川堤や小金井が客を

呼んで居る許りだが花見場所の酔拂は仕方がないとして、拘兇の跳梁は困つたものだ一時委を潜めたる此の拘兇の数が、近來減切り多くなつた花見場所中其被害の多いのは飛鳥山で酔拂の割合に少い爲め所謂拘兇が仕事するに困難ではあるけれども、比較的被害の大きいのは上野である、其の次が向島と荒川で警察でも極力取締りをしてゐる傍で何の位増加したか既住を遡つて調べて見ると警視廳の調査に據ると大正三年の一月が十四件、二月が十一件、三月が二十六件、四月が二十七件、五月が二十一件、大正四年の一月が二十五件、二月が二十七件、三月が二十七件、四月が三十四件、五月が二十三件で本年に至つては一月が三十八件、二月が三十九件、三月が五十七件、本月は既に二十件の訴へがあつた、そうして檢舉された拘兇の数は市内各警察を合して一月で八十五件、二月以後は之に準じて増加し居る尤も此内には一人で幾回も檢舉された者もある元來拘兇は誰にも急に眞似の出来る性質のものでないが、それにも係はらず何故斯う一時に拘兇が増加したのであるかを調べて見ると、明治四十三年例の仕立屋銀次を始め拘兇の親分兒分が一網打盡に檢舉されて七八年以上の重刑に處せられた併し是等の惡漢も重なる悪典に浴し大正三年の暮頃からぼつ／＼出獄し始めて本年に至つて一層多くの出獄者を出し再び拘兇を働き始め／＼増加を見るに至つたのである、曾ては重要な被害品の有つた場合など所謂親分に頼れば親分は多くの兒分の中物色して品物を返して呉れたと云ふ場合も少くなかつたが、近來は此の親分兒分の組合の機

規定の如く病的又は犯罪的素因の遺傳が劣性として隠匿せらるゝことあらば其意義や真に重大なりとなし、苟も祖先に於て犯罪素因の存在を確知せられたる家族は決して互に混血すべからざるものなり、夫の重症の精神及身體の缺陷が可能性の許す限りの精確を以て出現することを確定すべきは眉眉の緊急事なりといふべし。

○墮胎問題の研究

(Dr. J. R. Spinner Gross' Archiv. 60 Bd. 3 n. 4. Hoff, S. 307. Aeztl. Sachverst. Ztg 1916. Nr. 1.)

スピナーは犯罪行為(強姦等)によりて妊娠したる時は墮胎するも無罪なるべしとの辯護をなし獨、埃及瑞西の法案に従ひ同問題に關する刑法的規定を論じ民法的保護の強姦被妊娠婦人に及ぼし居らざるを例證し。精神病婦人の妊娠に際して墮胎を行ふ所の醫師の見地を擧げ其の意義は醫學が未來の人類の利益の爲に無罪を法律の逃げ道に求めんとするも之れ正當の權利にして決して罪を宣すべきにあらざるものなりとせり。墮胎を法律を以て允許する際之を亂用することあるべきも當該強姦行為は遅くとも遂行の五乃至十日間に屆出づべきものとせば之を防止することを得べしとせり。かくしてス氏は瑞西に於て作られたる法律建議案に根據し上記三ヶ國の立法者に對し今尙ほ之等諸國に於て當該規定を採用すべき新刑法の實施せられんことを上訴しつゝありといふ。

(以上三項國家醫學會雜誌)

組織が全く無つたので何れも一人／＼獨立して互ひに居所を隠しあつて居るから檢舉も稍や困難になつた併し其筋では此際特に努力して一人も多く檢舉すること云つて居る。(法律新聞)

○北米合衆國に於ける犯罪人等の去勢

(Hans Fehlinger: Gross' Archiv. 61 Bd. S. 295)

此の小論文中にフエーリッゲは犯罪人精神病者癡癡者の去勢に關し合衆國中十二州に於て行はる、法律を概論し次に米人の入種改良を目的とし、その爲に望ましからざる人間を抹殺せんを努むる米國人種改良會を紹介し、簡單に其の結果を述べたる所を見るに、米人の一割は去勢せらるべしといふ。フエー氏は更に此の入種改良的努力は清教徒と密接なる關係あることを示し、其の進捗はかの禁酒黨が比較的短時日中に合衆國の半分を風靡したるに類し目醒しきものであるべしとせり。

○「メンデリズム」と其犯罪學上の意義

(Hans Fehlinger: Gross' Archiv 61 Bd. S. 180. Aeztl. Sachverst. Ztg. 1916. Nr. 1.)

フエーリッゲは先づ「メンテリズム」の概念を説明し之を法醫的に應用し得ることを述べ、例として劣性の微たる褐色眼の兒が碧眼の両親より生ることあるを引證し更に進んで「メンテリズム」の

譚 叢

十有三年(一)

北島良吉

○緒言

予判事の職を奉すること十八年、其間豫審掛たりしこと實に十有三年なり、豫審は被告事件を公判に付するや否やの下調處分にして、特種の例外を除き、檢事の請求を待つて事件を審理す、而して其原則と例外の場合とを問はず、常に檢事と密接の關係を有するか故に、法律上及び實際上檢事の交渉は頗る繁劇なり、又豫審は證據の蒐集を目的とす、而して其證據蒐集の手段一にして足らずと雖も、罪證湮滅又は逃亡の恐ある被告人に對し、令狀を發する事項は其主要なるものにして、此被告の拘禁は監獄の領域に屬す、從て豫審と監獄との關係も亦檢事の如く密接ならざるを得ず、豫

審手續に於ける深遠なる學理之に關する學說等を論ずるは別に其人あるを以て、予は只此密接の關係ある三者に付き、多年遭遇したる各種の事項と實感とを舊稿に基き縷述し、時に意見を付し以て自ら顧み、傍檢事判事監獄の三方當局者職務上の參考に供せんとす、予は今公平なる批評者たるの境涯に在りと云ふを得べく、從て其叙事は蓋措信せらるべきを疑はず、其十有三年と題したるは、此稿の永きに渉るべきを豫期せるか爲めなり、以て緒言とす

○青眼的探證

豫審の目的は證據の蒐集にあり、細言すれば有罪無罪の證據を網羅し、公判に付すべきや將免訴すべきやを決定するにあり、左れば其探證の方法を誤り、犯人をして法網を免かれしむるの不可なるは勿論、無辜を罰し又は之をして永く囹圄の辛慘を嘗めしむるの不法たるは多言を要せざるところなり

檢證の規定たる刑事訴訟法第百三條は曰く「豫審判事は犯罪の性質方法日時場所及び被告人の人物なきことを證明す可き模様につき調書を作る可し、又被告人の利益と爲る可き模様をも記載す可し」と然れども此被告人の人物なきことを證明す可き模様、並に被告人の利益と爲る可き模様は、各事件に付き常に完全に記載せられ居るや否や、此被告人の人物違は往々にして不詳なる小守事件を演出するに至るべく、吾人の耳に新なる鳥屋殺眞犯人の事件の如きは如何、五年間鐵窓の苦痛に泣きし冤罪者岡本某は如何、司獄官は此事實を知らず確定したる判決を眞正とし、檢事の指揮に従ひ岡本某に對し、監獄法の定むるところに依り、戒護作業等あらゆる方法を行ひ、遷善感化に付き最善の教誨教育を施したりしなり、而して此囚人は體て再審の結果に依り無事出獄するに至るべく、人權は茲に擁護の實を顯すに至るべきも、國家の蒙りたる有形無形の損害は如何、就中五年に渉る司獄

官の多大の努力は全く水泡に歸すへし、而して以上の責任は獨り捜査機關に嫁すへきや、將審理機關も其責を分つべきものなるや、蓋近く起るべき案件なるへし

刑事訴訟法第九十四條に依れば「豫審判事は被告人をして其罪を自白せしむる爲め恐嚇又は詐言を用ゆ可からず」と規定せり、捜査機關の爲す恐嚇詐言、起訴官の爲す恐嚇詐言、或は證人に對して爲す是等の行爲は、同條の正面に當らすと雖も、判事を除きたる其餘の機關に斬捨御免を認めたるものにあらざること自明の理と云ふを得へし、而して此自明の理か完全に應用せられざる所以のもの、主として青眼的探證の弊に陥るか故なり予は嘗て遭遇したる幾多の事例に依り此實を明かにせんす、以て不祥事の突發を戒め、司獄官徒勞の跡を絶つを得るに至らば幸なり

寄書

○監獄衛生雜感

石崎貧樂生

所謂心神耗弱 輕度の精神障礙の鑑定特に刑事鑑定に就き其困難なることを俟たず此目的の爲には補助科學として犯罪心理乃至裁判心理學の必要にして攻究を怠るべからざるものなりとす

犯罪的精神病者及精神病的犯罪者の處置

犯罪的精神病者及精神病的犯罪者に付ては未だ適當なる處置なきを遺憾とす杉江醫學士曰く犯罪的精神病者の中には危険性あるものありて之を無條件にて釋放するは頗る危険なり謂はざる可らず我現行刑法に於て犯罪的精神病者に關し何等の

監置の規定を制定せざりしは缺點と云ふべし(刑法第三十九條)、之はブルガリー、西班牙、和蘭、魯西亞、瑞西の一地方、伊太利、英國の現行刑法

及び獨逸、奧地利、瑞西の改正刑法草案の規定の如く之が規定を改正するを必要とす

犯罪的精神病者を收容する場所は普通の公私立精神病院にて可なり而して精神病院内にありては特に是等のものに對して取扱を異にするを要せざる場合多し現に府下各公私立精神病院に於て歐洲諸國に於けるもの、如く特に是等のもの、のみを收容するの設備なく是等の種類の精神病者を普通の病者と同じく收容し居るも何等別段の痛痒を感ずることなし從來唱られたるが如く犯罪ありたる精神病者を犯罪なかりし精神病者と混同する時は他の無辜の病者又は家人に不快感を抱かしめ又病院をして監獄觀あらしむると云ふが如きことも實際に於ては顧慮すべき程の問題ならず多くの場合犯罪ありたる病者は病院に入り來ると同時に鎮靜無危険の病者となり他患者は勿論看護人すら犯罪の有無又は監獄にありしや否を知らざる場合も多し又一時の興奮暴暴に對しては救急處置の執る可き處

置ありて左まで危険を及ぼすことなし

只就中或少數のものに於て院内に在りて不良危険の性状を呈し普通の看護方法にては到底取り扱ひ難き種類のものあるは免る可からざるも是等の少數のものに對しては精神病院内に特種の保安室を設置し之に收容するを良策となす

解監置釋放に關しても亦裁判所之を命ぜざる可からず(奥、瑞草案)獨草案は地方警察官署之が權限を委したり勿論醫師の鑑定によるマツシヤフエンブルグ氏は釋放問題は監督を命ずる場合と同様裁判手續による可きものなりと云ひ獨草案の規定を批難せり

次に精神的犯罪者の取扱に關しては監獄内に稍々完備せる精神病室を附設するを急務とす而して本邦にて監獄に於ける精神病者の設備は遺憾ながら未だ極めて幼稚なるものに屬す

前記英國に於ける如き中央院に相當するもの無く又各監獄に附設せらるる精神病監の如きも殆んど

皆無と云ひて可なり巢鴨監獄に於ては去明治三十七年に於て特に精神病監を創設し東京控訴院管下の各監獄よりも亦精神病者を收容し大概平均二十名前後の患者現在數を示し居り先づ之を以て本邦に於ける最も完備せる監獄附屬精神病監と見做す可きものなりしが最近に於て獄舎増築の必要よりして此精神病監を廢止し之を改築して工場に當て精神病者は從來狂蹠室として設置しありし極めて粗雜なる五個獨房に收容し其他數人の精神病者は病室の缺乏より普通の獨居房に其儘拘禁し唯病者の取扱をなすことゝなれりと云ふ巢鴨監獄の如く規模最も大なるものにおいて既に斯の如き状態なるを以て其他全國の監獄に於ても亦殆んど見る可き精神病監なきが如く唯不完全なる病室又は監房を以て之が收容所に當て一時の急に應ずるもの多き有様にして要するに本邦に於ては精神的犯罪者に對する設備は未だ極めて幼稚のものと謂ふ可きなり吾人は切に精神病監の附設せらるる、日の速

かならんことを希望して止まず

而して病監に於ては主として觀察を目的とし一定時の觀察の後精神確定せる場合に於て之が治療の目的を以て成る可く普通の精神病院に移送し迅速に完全なる醫療的加護の下に置くを要す

社會的危険性精神病者及其處置
一、社會的危険性精神病者とは病的症狀に基き公安に對し危害を加へ若しくは著しく其虞あるものを謂ふ

二、東京巢鴨病院現在院患者總數四百二十三人に就き社會的危険性病者を調査せるに入院前に於ては所謂犯罪的精神病者二十一人、精神病の犯罪者二人、其他輕微なる不良危険行爲ありしもの約二百人ありて即ち約半數の患者は當時社會的危険性を有せしものなりしに反し病院内現時に於ては是等のもの、中只三十八人のみが顯著なる社會的危険性を呈するに過ぎることを見たり

三、是等の病者の數及其有する危険性症狀及行爲

は(一)衝動行為著しく暴行傷害多きもの二十人
 (二)刺戟性亢進により憤怒暴行するもの十三人
 (三)性狀不良險惡にして習慣的に危険なるもの五人なり (未完)

○密賣淫婦の救済研究(承第三十九卷第三號)

財團幼年保護會 内 藤 整
 法人 榎岸力行舎長

(實例) 其一

右者少時より品行にて親の不承諾なるにも拘らず、強て田舎藝者となり諸所を流浪し、遂に進んで密賣淫婦となり下つたのであります。

(實例) 其二

右者東京市神田區内居住某女の長女にして、中等の生活をなすもの、子女でありませるが年少より素行頗る不修、遂に家出を爲し、自ら好んで醜業婦の群に投じたるのであります。ハ、誘惑誘拐、前項の如き品行のものが多い場合他の誘惑又は誘拐に懸り易いのであります。

(實例)

右は叔父の手許で人となり嚴重に教育せられたるにも拘らず品行不良でありました。叔父の歿後率公に出で他の男と情交を通した處が、其男に棄てられたるため諸所方々男の行衛を捜索する内、悪覺の如き誘拐者の爲めに遂に密賣淫婦となつたのであります。

又稀には無垢なる處女が甘言に乗せられて醜業を營むようになるもの、御座ります。例へば親が病氣等にて家計困難なる際密賣淫の比較的勞少なくして收入多きを説かれ不良の行ひさば知りながら背に腹は代へられぬ例の如く醜業に従事したるもの、如き例もないのでは御座りませぬが概して、純真無垢なるものが密賣淫婦になること云ふことは澤山はないのであります。

境遇によりて密賣淫婦に墮落するもの、多きことは云ふまでもありませぬが仲には同情すべきものもあるのであります。

(實例) 其一

右者先年夫を持ち夫婦の間に二女(三歳と五歳)を設け一家を営みつゝありたるも、夫は頗る品行にして、淫酒賭博に耽り遂には家に寄り付かざるようになりました。此者には相當の親戚もあるのであります。若夫の不身持に愛想を盡かし未見込なきものゆへ離別を受けて子供は夫々人に遺し身一

つとなりて、他へ嫁するよと意見を加へられたるも、夫に未練ある爲め親戚の意見を聞入れず、さりて厚弱き女の手一つに己の二兒が生活の資を得る途なく心ならずも淫賣宿に至りて醜業婦となつたのであります。

(實例) 其二

右者幼少にして父母に別れ其後は親戚の手に人となりしも、稍長するに及んでは誰一人として眞身に世話をするものなく皆厄余もの視しつゝある内遂に奉公に出されそれより彼方此方と轉々主家を替へ歩く内、遂に誘拐同様に密賣淫婦に住み込ませられたのであります。

ハ、性慾關係

性慾關係に於ては結婚期に達せる婦女が家庭若くは境遇の關係から結婚を爲すことが出来ぬ爲め、又は俗に所謂縁遠きもの或は失戀の結果等によつて淪落するものがあるのであります。病的

(實例)

右者豪農の家に生れ充分なる養育を受けたるものであります。が、二十歳の頃熱病に罹り多少精神に異狀を來たしたのであります。然るに自分が將來夫とすべく思ひつゝありし或男

十八年

廿七年

子が如何なる譯か自分の妹の婿となつたのであります。それが爲め失戀の結果大に精神に變調を來たし、それ以來世間の夫婦と云ふものが妬ましくなつたのであります。何れの親戚知人の家に寄食したつても其處の案内を喧嘩する云ふ始末でありました。つゝより妹に夫を奪はれたこと云ふものが妬ましく思はるゝのであります。それで男さへ見れば誰彼の差別なく媚を呈するに申す風でありました。後家出を爲して諸所流浪の結果密賣淫婦となり下つたのであります。保護を加へて生家に送り還したる後東京醫科大學の吳博士に診斷を乞ひし處、ニール Nihil 病と診定されたのであります。

以上略述致した通り密賣淫婦となりし原因は種々御座りまするが一般通有性と致しましては

- A 比較的能者なるもの
- B 道德的觀念の薄きもの
- C 虛榮心に富めるもの
- D 懶惰なるもの

等でありませぬ、そこで次に研究すべきは第四、淫賣宿が如何にして彼等を雇ひ入るゝか

淫賣宿の醜業婦を雇入るゝには三種の區別がありまする、第一には雇入口入宿によりて供給さ

る、もの、第二には婦女を誘拐し淫賣宿に賣り込む者より仕入れるのであります、これは重に公園であるとか、活動寫真館であるとか又は木賃宿若しくは停車場などで言葉巧みに田舎出の婦女を欺き一人に付若干の報酬を得て淫賣宿に賣り込むのであります、第三は自身に淫賣宿へ出掛けて雇ひ入れを頼むか又は友達杯がそれになつて居るのを頼寄りて其者の紹介にて住み込むのであります、密賣淫婦にも住み込みと通ひと又獨立との區別があります、住み込みは其宿にありて働くもの、通ひは多く人の妻となつて居るのであります、又雇主も一定の稼ぎ場所も持たずに隨所に醜業を營む所謂獨立なるものがあります、然らば密賣淫婦の收入と日常生活はどんな風でありましようか

第五、密賣淫婦の收入と日常生活
これは淫賣宿に依りて又住み込みと通ひ等に依つて相違があります、重に「たゞき」分けと

稱し收入を折半するものもあり又四分六とて主人六分の抱へ女四分、或は七三とて主人七分の女三分の家もあるのであります、そこで少し此道の稼ぎ手になると毎日多少纏つた收入を得るのであります、元來算盤を持つて醜業に従事する譯ではないのでありますから、隨て得れば隨て散ずると云ふ風に買喰ひ活動等に濫費して仕舞ふて何時も空財布の境遇にあるのであります、仲には多少貯蓄の心あるものがあります、金も蓄ると云ふことや着物の出来ること云ふことは雇主の恐るゝ所でそれは金が出来たり、着類が出来たり致しては自分の好きな處へ飛んで行く恐れがあるからであります、故に何にかと誘惑して金をつかはせる算段をする、本人も無暗に費して仕舞ふと云ふ風であります、でありますから何時までやつても金も出来ず、着類も出来ぬと云ふ有様で只其日々を夢中に暮らして行くのであります、又淫賣宿

の或者は立番をして抱へ女と關係せしめ以て、足留の法とする家もあるのであります、所で此等のものゝ末路はどうでありましようか

第六、密賣淫婦の末路
其多くは病毒の爲め病人同様となり、其極此社會よりも捨てられ、乞食同様の境遇に陥るか或は終生不潔なる社會より脱出することが出来ず、似寄りの者と同棲し俗に似たもの夫婦であらゆる不倫不徳を敢行し生涯を終るのであります

以上述べたる處に依りて密賣淫婦なるものゝ一般を述べ盡したものと存じます、然らば、第七、密賣淫婦を如何にして救済すべきやの問題に到着するに至ります、併しこれは頗る困難なる問題であります、それは何故に困難なるか即ち

イ、害毒の多い割合にそれだけ社會よりは重大視せられて居らぬ爲めであり、例へば新

聞杯の記事に致しましても、強盜であるとか又は人殺の記事などは世人が必ず讀むのであります、密賣淫の檢舉などの記事に至つては碌々讀むものもないといふ風であります、併し社會に發生する所の罪惡の大なる原因は比較的これを不潔分子より多く醸生さるゝのであります、世人は多く関却して居るかのようにはれりません

ロ、密賣淫婦自身も亦左程の罪惡事とは思つて居りませぬ、例へば罪を犯したにせよ短期の拘留で済むと云つた譯で懲罰が輕微であるだけ罰せられても改悛せずして之を繰り返す爲めであり、其多くは無教育で何等の特技を持つて居らず加之怠惰でありますから、正業に就かせよう致しても、又本人も其非を悟りて之を改めよう致しましても、生計を支ふるだけの資を得ることが出来ぬものが多いのであります、

それでも年若のものは奉公に出すとか、或は工場に通はせてどうやら、其幾分は目的を遂ぐる事が出来るのであり、年齢の長するだけそれだけ誠に職を授くるに困難であり、其の管て保護を加へたるもの、内に二十四才の女子でありながら、裁縫、讀書は更なり、飯を炊くことさへ全然知らざるものも御座りました以上、の困難が御座りまするが、要するに一定の職業を興ふると同時に道德的觀念を鼓吹し適當の時機に婚嫁せしむるのであります、但し理想的なそして大仕掛なる救済機關に或る期間收容して感化誘導することが出来るなれば云ふまでもなくそれが最善の方法であると信じます (完)

◎入佛式

宇都宮監獄

宇都宮監獄に於ては教誨堂改修中なりしが其竣成を告げ本派本願寺より更めて方便法身の尊像、厨子、前高卓、五具足、等寄贈せられしかば去三日を以て入佛式を修行す午前九時在監者を教誨堂に集め教誨師の先導にて特派布教使楠原龍誓氏、市内末寺住職、職員一同参列し先づ高橋典獄の訓示に次て慶讃會法要勤修、佐々木教務主任は表慶文を朗讀し典獄焼香、受刑者總代拜禮次に楠原布教使の教誨ありて受刑者へ多大の感動を興へ同監稀有の盛典なりしと

◎染料に關する通信

宮城監獄

歐洲戰亂勃發以來染料の價格著しく騰貴せる爲め

在監者被服染料に就ても其影響を蒙ること甚しく之れが代用品に就て種々研究中の處秋田縣下に産する濱根(方言濱茄子)と稱する木根皮を以て代用試験を爲せしに適確の染色とは云ひ難きも代用差支なきのみならず染色方法の簡易にして價格も比較的低廉なる旨を以て宮城秋田兩監獄より左の如く報告ありたり

宮城監獄

染色方法 (一反に付)

- 一、濱根百匁に付水壺升五合を混じ之れを釜にて約壺升に煮詰め其の液のみを別器に移す(此液を一番汁とす)
 - 二、殘れる濱根に更に水壺升を混じ約七八合に煮詰め(之を二番汁とす)
 - 三、一番汁と二番汁を混じ本綿袋にて濾す(之れ染料なり)
 - 四、右一二の液と木綿を釜にて沸騰するまで煮て木綿を揚げ石灰湯(石灰壺升を湯壺斗の割合にて溶解せるもの)にて洗へば薄紅色となる(但石灰の量多ければ黒味を帯ぶるの虞あり)
 - 五、コンゴレット壺反に付量目七分を水に溶解し染め得る液に薄め之の液に木綿を浸せば絳色となる
- 但右コンゴレットは普通品を使用したる分量なるも優良品

買なるときは四分乃至五分にて足るものとす

原料價格調 (百反の量)

| 品目 | 數量 | 單價 | 價格 | 供給者氏名 |
|--------|-----|------|------|-----------------------------|
| 濱根 | 拾貫匁 | 五〇 | 五〇〇 | 秋田市茶町菊子 |
| 石灰壺石 | 五 | 一〇〇 | 五〇〇 | 仙臺市南村木町慶太 |
| コンゴレット | 七拾匁 | 六〇〇〇 | 四二〇〇 | 伊勢久治郎 東京市神田區發信町 植田小太郎 |

備考 石灰壺升換算量約百五拾匁とす
二・六〇

秋田監獄

記

一、濱根の生産額及價格調

年産額及現在當業者持合數量

濱根(方言濱茄子)は本縣由利、南秋田、山本の三郡に亘り沿岸一帯の地に野生し、該部落民の副業として之れが木根皮を採取し本縣特産八丈綿其他機業家の需用に應じ來りたるのみにして其採取高一々年約三千貫匁に過ぎず、然かも需用増加するときは本縣需用以外に毎年約一萬三千貫匁を採取し供給し得へき見込ありと云ふ而して當時現在數量は五百匁内外にして近時試験的に群馬東京郡地方等へ僅少の供給を見つゝあるもの如し

價格及見込進貨

イ、多數購入の場合目下の見込にては割引価格は十貫匁に付金三圓五拾錢にて嘗試用の爲め購入せしは十貫匁四圓五拾錢とす

ロ、見込運賃は十貫匁に付東京附近迄は約四十錢にして京都附近迄は六拾錢を要すと云ふ

ハ、實驗上得たる濃根染液の特質

濃根染液は一種の所謂滋味を有するを以て之を下染料に使用するときは更に媒染劑及色止劑を要せずして日光及洗濯に耐へ得べき見込を有す

二、當監に於て實驗せる染色方法

(一) 赭色染色方法(木綿一反に對する分量)

イ、濃根百匁に對し水二升を以て之を釜にて約一升二合に煮詰め(水分の六割に煮詰む)之を一番染液として別器に移す

ロ、該濃根を更に水一升五合を以て約九合に煮詰む(水分の六割に煮詰む)之を二番染液とす

ハ、一番二番各染液を合し木綿袋にて濾過したる後此染液と(染液一升の換算量目約四百八十匁を標準とす)木綿を釜にて沸騰點を保ちつゝ煮沸する事約五十分間に於て木綿を引上げ軽く水洗し充分水分を切り石灰の微温湯にて洗へば濃根色となる

其後水にて精洗して石灰氣を除去し「ホ」の方法に依り染色す但し濃根の殘染液は之を本項「イ」の場合の水に代用し煮詰の分量を適宜加減せば經濟上徳用たるべき見込

(二) 淺黄染色方法

イ、濃根の分量及煮詰の方法並に濃根の下染等は前項「イロハ」の要領に據る但し石灰湯を與へ石灰湯を與ふるときは「ロ」の與ふる染料に依り色に變化す

ロ、濃根染液を以て煮沸下染したる木綿一反に付(一反の量目百

(二) 石灰の分量及溶解方法(石灰一合(一合の換算量目約二十五匁)を木綿袋に入れ之に熱湯を與へ溶解したる後石灰一合に對し水一升の割合にて微温湯を作るものとす)(一升の分量は熱湯をも含む)但し石灰湯は微温湯以上の熱湯なるときは其効力強く亦攪拌して石灰湯混濁したる間は其効力一層強大にして全然冷却したるときは其効力薄く隨て「ホ」の與ふべき染料の色合に影響して強きときは染色に黒色を帯び弱きときは染色薄く石灰湯の強弱は「ホ」の染色上最も注意を要すべき點なりとす

七十匁)染料、ベンツイン、コブアリー、一匁七分五厘即可染物の量目に對する千分の二「ダイヤブリエウ」三分五厘即可染物の量目に對する千分の二の割合を以て煮沸染色する事而して其要領は前項「ホ」の如し但し殘液には染料二割強を含有す

三、當監獄に於ける濃根代用實驗成績

(一) 木綿百反に對する赭色染價格調書

此假定總重量拾七貫五百匁

| 品目 | 所要數量 | 單價 | 金額 | 備要 |
|-----|------|------|-------|-----------------------|
| 濃根 | 十貫匁 | 三・三〇 | 三三・〇〇 | 二石の染液を生産す二升の換算量目四百八十匁 |
| 石灰 | 一斗 | 二・二〇 | 二二・〇〇 | 一升の換算量目二百五十匁 |
| コンゴ | 五十六匁 | 一・五五 | 八・七〇 | 時價一斤二十五匁を以て算出す |
| レット | | | 二・四〇 | |
| 計 | | | 六六・一〇 | |

(二) 木綿百反に對する淺黄染價格調書

此假定總重量十七貫四百匁

| 品目 | 所要數量 | 單價 | 金額 | 備要 |
|---------|------|------|-------|---------------------|
| 濃根 | 十貫匁 | 三・三〇 | 三三・〇〇 | 二石の染液を生産す一升の換算量目 |
| ベンツイン | 百四十匁 | 六・三〇 | 二・七六 | 本年三月の買入價格一斤十匁を以て算出す |
| コブアリー | 百六十匁 | 八・七〇 | 五・〇〇 | 一斤十七匁二十錢を以て算出す |
| ダイヤブリエウ | 二十八匁 | 一・〇七 | 三・〇〇 | |
| 計 | | | 四三・七六 | |

(二) 石灰の分量及溶解方法(石灰一合(一合の換算量目約二十五匁)を木綿袋に入れ之に熱湯を與へ溶解したる後石灰一合に對し水一升の割合にて微温湯を作るものとす)(一升の分量は熱湯をも含む)但し石灰湯は微温湯以上の熱湯なるときは其効力強く亦攪拌して石灰湯混濁したる間は其効力一層強大にして全然冷却したるときは其効力薄く隨て「ホ」の與ふべき染料の色合に影響して強きときは染色に黒色を帯び弱きときは染色薄く石灰湯の強弱は「ホ」の染色上最も注意を要すべき點なりとす

ホ、「ハ」の石灰湯を與へたる木綿一反に付(一反の量目百七十五匁)染料、コンゴレット、量目七分五厘即可染物の量目に對する千分の四の割合にて釜に可染物の優に浸漬し得る程度の熱湯を作り之に所要の染料を投入し溶解したる後先の木綿を入れ攪拌しつゝ、沸騰點を保ち煮沸する。こ三四十分にして引上げ水洗し水分を切り乾燥す但し殘液には濃根の澱を含み二面以下の染色は赭色に少しく黒味を呈する氣味あるも染料二割強を含有す

(三) 淺黄染色方法

イ、濃根の分量及煮詰の方法並に濃根の下染等は前項「イロハ」の要領に據る但し石灰湯を與へ石灰湯を與ふるときは「ロ」の與ふる染料に依り色に變化す

ロ、濃根染液を以て煮沸下染したる木綿一反に付(一反の量目百

時事だより

木名瀬典獄の計

我司獄界の長老として同僚間の推重最も厚かりし、老功の典獄木名瀬禮助氏の急遽なる訃音に接しては、定めし地方の僚友諸氏も驚かれざるはなかつたものである、東京に在つて日々相親しむ友人に取つては、今猶眼前に彷彿として殆んど夢乎の様に思はれて居る、老少不定は世の例ひさは申せ、今日遽かに同氏の如き人物を斯界より失ふことは、惜みても尙餘りある次第であつて其寂寞を感ずるとも亦決して少々でない、卒去間際並に其前後の模様を語れば、抑此度の病氣の起源は余程の以前にあつたらしく、但し是迄は膀胱の疾患とのみ自分にも醫者にも思ひ誤まられて、皆其積りの手當であつた爲めに、其効のあらばこそ患部は依然として醫て治癒せしことはなかつた、而かも一向物には動せぬ性質であつたから、日々の執務も毫も常人と異なる所が無い、故に傍人も一向意に止めなかつたのも道理である、然るに三月下旬公務を帯

びて京阪地方に旅行し、歸途の頃より少く身體に違和を感じつゝ、歸京せられたのであつた。云ふが、爾來食慾さへ進まぬ所から此處まで一日例の本名瀧流を發揮して奮勵一番、園圃に飛び降り紙ヲツ取りて土ほりを始められた。するも熱度は彌々加はるばかり之れでは云ふので、醫診を乞はれたる結果が其容體只ならずとあつて、阿久津博士の來診ともなり、精診の末に腎臟の疾患と定り、しかも危機一髪今は猶豫なり難く、唯切開手術の一途あるのみ、但し手術の結果は萬々心配に及ばないとの醫言に任かせ、直ちに決心して入院せられたのが、四月九日で切開は十二三日頃でもあつたが、大手術も僅々十五分間の中に、其完然なる部分一個を残して、他の病毒に犯されたる腎臟一個を見事に抉出して、手際能く相濟み其後の氣分も至つて安寧に窺はれ、此處で家人も一安心して今後唯唯平安なる順當の経過であれかしと誰彼も祈居るのみであつた、唯愛に少しの氣が、り云ふのは、普通は二十グラム以下のコロルホルムを以て入眠の程度としてあるに、平素酒を嗜まされし爲めでもあろうが、殆んど普通の倍量即ち四十グラムを用ゆるに至り始めて熱睡に落ちられた事實であつた、何となれば其強度の感應の餘響として心臓其他に故障を及ぼすこと皆無と云ひ能はずと云ふからである、そかあらぬか二日立つも三日立つも又四日五日立つも、頓に食慾は起らぬのみが、少量の流動物すら嚥下することが出来ず、すれば直ちに戻して受け付けない、そうする中に容態悪しく衰弱加はる上に苦悶の狀も度を増し來り、切に恢復を祈り居る近親友人等の心願も

は將に西山に傾かんとし上野山頭暮色蒼然として、一入哀れを惹くの時であつた、當時有馬典獄朗讀の用文は左の如し。

本名瀧典獄を弔ふ

哀しき哉、萬葉錦繡を織り、紅霞天に漲るも、晨の雨之れを敲き、夕の風之れを拂ふ、あゝ是れ世相なり。げに綠野煙條直く岸頭月桂圓かに、昨は世路に樂むも今は郊原に朽ちなむ、亦是れ人事なるを奈何せむ。

粵に元の東京監獄典獄正五位勳四等本名瀧禮助君、一朝境を幽明に隔て、吾等今其靈を楨前に拜する身とはなりぬ、何の辭か以て弔はむ、嗚、哀しき哉。

君は舊秋田藩士松濶彦三氏の三男、出で、本名瀧氏を繼ぐ、甫めて十八歳看守長となり爾來司獄の官たること前後三十四年、明治四十三年より以て今日に至り東京監獄に典獄たりしなり、享年六十又一。

嘗て之れを聞く、君幼にして不羈個當物に拘らず、嚴君はその將來を慮りて君を桑門に投じたり、而も錐の如き鏡器は竟に忍辱の染衣に包むべからず、幾もなくして嚴父の膝下に復歸せざるを得ざりき。別るゝに、臨んで道がに寺僧は君を目して前途大に期すべきものあるを告げしといふ。果せる哉、君の生涯は寺僧をして先見の名を擲はしめぬ。

夫れ瀑布は道なきに能く路を作る、爲す有るの土が世に處するや

今はハヤ殆んど力なげになつたが、然し最後まで九死一生を希ひつゝ、百方手を盡して餘す所はなかつたのであつた、けれども残念なるかな不幸遂に心臓に故障の生ずるに至り、家人恩顧者圍繞の中に慟哭の聲を後にして、客月廿三日前一時三十分溘然長逝せられたのである、同氏は最後に至るまで意思堅固であつて、呼べば即ち聲に應じて明確に或は答へ或は頷き、床しくも心中常に餘裕の存せしは餘曠者の頗る感入る事の一であつた、嗚呼。

同典獄の訃音の遠近に達するや、朝野の知己朋友の驚愕一方ならず、吊問の寄引きも切らず、邸内は爲めに雜沓を極むるほどであつたけれど、毫も亂雜の事もなく能く順序あり整頓あらしめた所以のもの、流石に東京監獄職員諸氏が其工官たり師父たりし、同氏に對する謝恩的靈力の頗る行届けるものあつた爲めであつて、其一點は特に大書して茲に報道の名譽を尙ふ記者の愉快とする所である。

又眞木坪井逸見の諸氏は殆んど詰切の有様にて、諸般の儀儀事務を差圖せられた爲めに順序能く整ひ些の遲滞もなく、同月廿七日下谷は三時雨町瑞輪寺に於て、莊嚴なる日蓮宗の儀式にて最も盛大に葬儀執行せられた、會葬者無慮七百と註せられ官民各階級の名流も多く參せられ、式中には谷田監獄協會々長並に鈴木補成會々長(松隈主事代讀)の深厚なる哀悼の辭があり、次に有馬典獄は僚友總代としての弔文を讀み、後に燒香の典に移り了て會葬者一同は萬感を胸に湛へ或は同氏生前の昔を語りつゝ、悲嘆にくれて散會せしは、日

猶は瀑布の如き歟、百難萬苦、人生の行路に當り、幾多の峻峻を踰え、幾多の刑練を潜り、敢行勇爲何もの、阻礙をも排して奮進せざるはなし。蓋し君が捐介不羈を以て幼童強く其の鋒を現はしたる稟性は、一貫して瀑布の如く奮進向上たる其生涯を語れるものと謂ふ可き歟。

君は幼にして貧苦の裡に人となり、特立獨行、質實剛健惟れ言さし、居常身に奉ずること極めて薄く、自ら野人をして稱するを常とせり。其の病みて阿久津病院に手術を受くるや、心氣昏々の裡尙ほ「吾輩は田舎漢」の語を口走れり傳ふ。此一事適々以て君の風采の彷彿として眼前に偲ぼるものなからずや。

野人を以て自稱し、枯淡に甘んじて曾て邊幅に意を須むざりし君が、其の母堂——現にハ十九歳の高齡を以て墨蹟として在せる母堂に奉ずるや、唯々鏡々として一意或は其の及げざらんを恐れ、温涼定省能く其識丹を竭し、終に母堂をして悦び窮まつて、「吾子ながら勿體なし」とまで言はしむるに至れりと聞いては誰か其の至情の美はしきに動かされざるあらむや。

嗚呼、君は眞に強き意志の人にして同時に又温き情の人なりしなり。宜なる哉、君は常に後進晩學に臨むに斯の秋霜の意志を以てし「何事でも始終變へては成功せぬ」とは君が青年に誨ふる常套語なりし如く、切に輕浮の進退を誡め、去就一貫、堅忍不拔なるべきを勸奨して已まざりき。而して一面に於ては亦斯の春風の温情を以て抱擁し、密に潤澤を視て之れを精神的に需すのみならず、亦窮乏を

察して之れを物質的に救はずんば措かざりき。實に君の此護誘掖に依つて社會に其地位を得其力を展げずに至れる者現に幾人。それ巧言令色は仁に非ず、強き意志の人にして亦善の如き情の人たりし君、所謂剛毅樸訥仁に近きもの君に於て之れを見る可きか。斯の人今や逝いて歸らず、嗟、哀しき哉。

蓋し率直直學、忠實熱誠なる語は以て能く君の性格を表はし、以て能く君の生平を悉し得べし。自ら野人として毫も銜ふ所なかりし君は其の故國秋田の方言を終生改めざりき。時に相會して事を議するに當り、吾等生々其の語意を解するに苦むことなしとせず、而も君は曾て之れを顧慮するに遠あらず。言々囁々として連りに論じて已まざりしが如き、一に君が職に對する熱誠の迷りて自ら止む能はざるものありしに由れるものにして、亦以て君が爲人の一斑を窺ふに足らむ。

君が職に司獄官に在る、こゝ實に三十四年、就中東京監獄に典獄たること七年、中央帝都の監獄として他の地方諸監に比し、更により複雑なる事件に關し、更により重大なる拘禁者を遇すべく、局に當る者一層の快腕と一層の努力を要す、べきは固より其所たり。而して君が其の間、彼の大逆事件の如き、其の他諸般の重大犯跡前後相踵ぐに當り、之れに處して成な克く見るべき實績を挙げ得たるは、吾等僚友の齊しく歎稱して措かざる所なり。君が斯界に致せる功勳や亦至大なりと謂ふべし。

嗚呼、斯界の長老たりし君、斯界の功勞者たりし君、而して堅實真

摯斯界に忠なりし君、君や今方きに谷中原頭草露深く黄土冷かなる下に、永へに覺めぬ眠りに就かむとす、棺前に拜して悼惜禁じ得ざる者、豈特り吾等僚友のみと謂はむや。哀しき哉、嗟、哀しき哉。

大正五年四月廿七日

僚友總代 典獄從五位勳五等有馬四郎助



保 護

○福島縣聯合保護會發會式 概況

福島縣保護事業の聯合統一は夙に本縣有力者の希望する所なりしが今や其機運至り今回福島地方裁判所檢事正日高實容、福島縣警察部長片岡文理、福島監獄典獄赤塚源二郎の諸氏は福島縣聯合保護會の設立を發起せられ去る四月二日午前十時谷田監獄局長閣下來臨の下に其創立發會式を福島監獄樓上に於て舉行されたり今其概況を報せんに當日は福島遷喬會、會津保護會、白河保護會、平保護會、佛教慈善會各代表者及來賓の着席赤塚典獄發起人を代表して聯合保護會創立の理由を述べて開會の辭に代ゆ其要は一、縣下保護事業經營上の便利なりと感じたる事二、此事業の改善發達を計るに良

策なりと信じたる事三、此事業資金を最も經濟的に且つ有利に利用し得る事の三理由を擧げて縣保護事業の過去及現狀より推して聯合保護會創設の緊要なる所以を絶叫して降壇次で議事に依り佛教慈善團長木津祖岳氏議長席に着き聯合保護會定款同處務細則を附議滿場異議無く可決原案確定直に定款に従ひ日高檢事正會長席に着き就任の挨拶役員選舉ありて理事二十人を選定し副會長には赤塚典獄木津祖岳氏就任幹事以下會長より指名囑託理事會は直に豫算案を可決して當日臨席せられたる谷田局長閣下の一場の講演を請へり
局長閣下登壇大要左の如き講演ありたり
今回成立したる聯合會の趣旨及び既に成れる保護會の狀況に就ては赤塚典獄より委細説明ありたり本縣下の保護事業が從來直接間接個々相對峙して其事務を採りしもの今や渾然たる一の聯合を見るに至りしは該事業發展の爲め衷心幸福に堪へざるなりされど保護事業の理想及效果は宗教家官吏特

志家の所謂特殊の階級の人々の唱道の手より更に進んで一般社會の各民衆の手に移らざるべからず此機運は到底一朝一夕にして求め得ざるべきも保護事業に従事するものは此處に至るべく一大努力を拂はざるべからざるものと信ず歐米の文明國すら此機運を作る爲めには實に二百年の長きを費して居るに見ても其困難知るべきである兎に角今回福島縣の聯合會成立の如きは事業進運の過程として社會の爲め慶賀に堪へずされど如何なる方法を以て保護事業の精神に觸れ活動せられよと云ふ方法を云々するに至りては當局に於ても尙具體的に明示すること能はず之は諸君の實際の活動と努力の上に其經驗と方法を發見され度し唯一人にても多く完全に救ふを得ば足れり一人の犯罪者は數萬の卵種を包藏せる鮭の如し其危険たるや思ひ半に過ぎん要は此危険なる卵種の滅盡を防ぐ母體一人の最善なる保護を爲すべく益々諸君の奮勵せられんが爲に諸君の健康を祈ると結論され多大の感

動を與へられたり終りに日高檢事正は閉會の辭を述べ會を閉ぢたり當日重なる來賓は

石井裁判所長、西澤判事、松本監督判事、奈良井、小泉、市村三檢事、田中警視、二宮市長、小川、北川、星、菅野各辯護士其他市内實業家新聞記者等數十名にして頗る盛會を極めたり

○群馬縣佛教聯合會評議員

會狀況報告

我が群馬縣管内に於ける保護事業は二市十一郡に涉り主として郷黨保護を經營する十五團體の外に之を統括する聯合會ありて兼て直接保護の收容所を有し郷黨保護の道なきものは全部本會に收容す、殊に凡てが各宗の協同一致に因る團體なるを以て出獄者は所屬宗派の如何を問はず在籍の有無に拘らず漏れなく相當の保護を加へ得る機關を具備せるは聊か誇りとするに足るべしと信ず、本會は本月二日三日の兩日に涉り各會の代表者を以て

組織する評議員會を開催せり、今其概況を報せんに、先づ大正四年度の事務報告をなし、次に同年度收支決算報告に對し認定を與へ尙大正五年度收支豫算を付議し原案通り可決し、次で役員選舉を行ひ、其外基金募集に關する件、保護事業統一に關する件、保護事業上に關する研究項目に就き協議を遂げて第一日を終へ第二日には本會總裁三宅知事、副總裁吉良檢事正、馬場警察部長、渡邊典獄、生三教誨師、藤井看守長臨場先づ總裁以下會長の案内にて收容所各室を巡視し案内者の説明を聴取し終に會長より總裁に對し前日來評議員會の經過を上申し次で知事以下より左記の訓示ありたり

△三宅總裁 自分が本會に關係することゝなり此機會に於て本會に對する希望を述べざるを得るを喜ぶ次第である、本縣に於ける佛教聯合會の經營せる免囚保護事業は日を遂ふて向上しつゝあるは誠に喜ぶどころなり、殊に縣下各宗教家諸師が協力一致して斯業の爲に盡力されつゝある

は他地方に於て餘り其例を見ざる次第にして本會の經營せる事業の方法に就ては政府に於ても特に注目されてあることを仄聞して居るのである、之れ偏へに經營者たる各位の熱誠の然らしむる結果にして事業が年々向上發展しつゝあることは私も満足するのである、申す迄もなく此事業は地味であつて餘り世間に目立つ様な性質のものではない、其成績効果も亦一般の人氣を惹き立て、評判となる様に華々敷表現せしむることは出来ないものである、從て夫丈基本金杯を集むるに就ても困難を感するのである、殊に亦基本金の募集に關しては大に時機を考へなければならぬのである、然し私は此際特に本會當事者諸君へ希望して置きたいのは、諸君が熱中されて居る此の事業に對して世間の同情を集むること云ふことであります、諸君は此同情を受くることが即ち諸君自身の任務であると云ふ心得得て以て献身的に此事業の爲に盡瘁して貰いたい

である、此献身的自覺が纏て世間の同情を集むる基となるので、世間の同情が寄せれば多くの涙が集まる、多の涙が集まれば自然此事業の目的を達することも容易であると思ふ、近來本會の状況を見るに諸君の熱心に依り漸く完成の域に向ひつゝあるが如何なる事業も表裏なく完備せしむることが肝要であつて、此の事業も有の儘見て貰ひ、成程諸君の現はれざる努力が此處迄集つて居ると云ふ觀念を與ふる様にしたならば會は益々鞏固確實となり費用も亦自然に集ることとなると思ふ、そこで其目的を達せんとするには先づ本會に關係せらるゝ各方面の方々が一致して事に當らなければならぬ、本會も一年と歳月を経過すれば夫れ丈基礎を強固にし事業の發展を圖らなければならぬのは當然である、自分も本會に關係することゝなつた以上は將來は諸君と相談して此目的を達する爲には應分の力を添へたいと思ふて居るのである、幸ひ

本日は此會に臨む機會を得ましたから聊か希望を述べ置く次第であります。

△吉良副總裁 私に總裁閣下を上戴き副總裁として本會の爲に働けよとの申込を受けまして快諾致したが果して其任務を盡すことを得るや否や自ら疑ひなき能はずである、幸ひ總裁閣下の御指導に依り出來得る丈努力致度いと思ふのである、只今總裁閣下より此事業は比較的其成績を擧ぐるの困難なる事と内部の一致協力が最も必要なることゝ而して世間より此事業に對して同情を集むる様にすると同時に此事業が如何なるものであると云ふ事を認めらるゝと自然其目的効果を收むることが出来るのであるとの御示しでありました以上、以上の事柄は私は諸君と共に服膺致したいと思ふのであります、諸君只今閣下より御訓示せられたる如く現下本會の維持擴張を圖ることは時勢が困難なる事情を示して居るのでありますから之は或る時機の到來するの

を待つの外ないのである、借て本會は他に比較して免囚保護事業が發達して居るか併し未だ以て免囚保護の思想が一般に徹底して居るとは認められない、斯業が刑事政策上將た又社會事業として必須なる所以を一般が覺知するに至らざる以上は完全なる効果を擧ぐる事が出來ないと思ふ、而して此思想觀念を普及せしむることは諸君の任務なることを自覺して貰ひたい、犯罪者は國家社會に危害を加ふる點より謂ふならば惡むべきものであるが個人に就て仔細に觀察すれば寧ろ哀れむべきであります、諸君は宗教家として此犯罪者を濟度下されんが爲め刑餘の保護方法を計畫されつゝあるのであつて之は國家社會の爲に慶賀すべきことゝ思ふ、併しながら此刑餘者の保護を完全に擧ぐることは頗る難事であることは既に諸君の實驗されつゝある所であります、此困難なる事業も諸君の熱誠と同情とを以て當られることであれば、以上は何れ

の日に必ず美果を收むることになるであらうと私は確信して居るのであります、何うか意のあるところを御汲み取りあつて益々本事業の爲め御盡力あらんことを希望致します本日は只だ出席した印に希望の一端を述ぶることに止めて置きます。

△渡邊典獄 私に監獄當局者として一應の希望を述べて置きます、保護會の經營上に關することゝ其經營したる事業が益々進歩しつゝあることや、又其成績の如何と云ふことは年々若くは時に應じて調査を遂げ之れを發表して居るのである、即本縣の保護事業の成績は年を逐ふて好結果を收めつゝあることを認めるのであります、然れども御承知の如く本縣の保護方法は從來一時的保護と間接保護に限られてあつて未だ以て直接保護の方法が完全でなかつたのであります、たが大正二年六月聯合會の組織せらるゝに至つて直接保護の機關が出來、爲に本縣の保護事業

は其方法設備共漸次完成を告ぐるに至つたのであります、殊に此の聯合會を設けられたる爲め減刑出獄者の保護上頗る便利を得たのであります、幸ひに保護當局者諸君が此減刑恩典者に對し特に周到なる保護を加へられたる爲に恩典再入者の意外に僅少なるは全く諸君が 聖旨を奉戴せられ御盡力下された結果に外ならぬ、深く感謝する次第であります、本會は先きに會則を改め總裁及副總裁を置くこととなり知事閣下を總裁に、檢事正殿を副總裁に戴くこととなつたのは本會の光榮とすべき事項たるのみならず、知事閣下竝に檢事正殿に於かれても本會の發展上大ひに御盡力下さるゝ御考へからして御快諾下されたのであります、從來本會の事業も着々と歩を進めつゝありましたが今後は更に一段の發達を見ることであらうと思はれます、併し此事業は所謂隠れたる事業なるが故に決して派手のものではありません、兎角裏面に立て働

仕事は人が忘れ易くなるのであるが是等は敢て顧慮する必要はなからうと思はれます、只今總裁閣下より多數の同情を集むると否とは此事業の成否に關係を有すこの御訓示がありました之は畢竟當事者各位が誠心誠意を以て此事業の爲め貢獻せらるる所があつたならば決して社會全般の同情を得ることも難いことではなからうかと思はれるのであります、兎角善事は隠れ易きも不祥事は現はれ易く些々たる小事も注意を拂はざる結果として大事の前途に悪影響を與ふる事例は敢て珍しくないのである、幸ひに本會は多數の宗教家諸君が宗門宗派の如何を問はず心を一にして和氣霽々の裡に此事業を進められつゝありまして且又先刻來知事閣下及檢事正殿が、總裁又副總裁として本會事業に御指導下さるゝこととなつたと云ふのは誠に國家の慶事とする所であります、今後は一層奮勵下されまして益々本會の基礎を確實にし事業の發展を計り

保

護

範を他府縣に示す様に致したいのである、私は監獄の當局者として聊か希望を述べ置く次第であります。

以上の訓示は保護當事者に深き感動を與へたり、最後に佐田會長は挨拶を述べて曰く、總裁閣下以下諸賢より御懇篤なる御訓示を戴きたるは本會の光榮とするところである、本社員一同は御訓示の御趣示に基き一層奮勵し萬一の失態なきを期すると同時に益々事業の發展に努力すべし、然れども吾人一同は事業に着手後日尙淺く經驗に乏しきを以て愈御指導下されんことを望む、尙本會の基礎未だ確立せず之を經營する各宗寺院の内容亦た貧弱なり、然れども各寺院は本會の基本金へ五千圓寄附すべきを決議し其三分の一は本年中に拂込むこと、協定したる次第なれば各諸賢に於かせられても本會の事情御諒察あつて時機の到着に際し本會の基礎を鞏固ならしむる様特に御援助賜はらんことを懇望すと述べ終つて各地方保護會主

管者より自會の創立以來の經過竝に現況に就き順次詳細なる報告ありて總裁以下退場せられたり、而して一時休憩の後午後再開二三の協議問題を議了し閉會したるは午後三時なりき、猶決議したる大正四年度決算竝に本年度豫算は左表の通りなり。

大正四年度收支計算書

群馬縣佛教聯合會

| 収入之部 | |
|----------|-----------|
| 科 目 | 金 額 |
| 一、前年度繰越額 | 一九三、九三〇 |
| 二、本年度収入額 | 一、〇一八、二三三 |
| 聯合各會負擔金 | 六一三、九八〇 |
| 群馬縣補助金 | 一〇〇、〇〇〇 |
| 食費還納金 | 二六八、一〇五 |
| 建築費額繰入金 | 三四、二九八 |
| 雜收入金 | 一、八五〇 |
| 合 計 | 一、二二二、一六三 |
| 支出之部 | |
| 科 目 | 金 額 |
| 一、事務費 | 五九二、三七〇 |

群馬縣佛教聯合會

| | |
|-------------|-----------|
| 役員手當 | 二八八、〇〇〇 |
| 役員旅費 | 三六、五四五 |
| 備品費 | 三〇、三四〇 |
| 圖書印刷費 | 二五、四三五 |
| 消耗品費 | 六八、一六〇 |
| 家屋修繕費 | 一七、四一〇 |
| 總會費 | 四一、六五〇 |
| 通信運搬費 | 一九、七七〇 |
| 入夫費 | 二、一〇〇 |
| 雜費 | 六二、九六〇 |
| 給與費 | 四〇九、八六三 |
| 出獄人給與費 | 三三三、三九八 |
| 出獄歸郷旅費 | 二四、〇二五 |
| 出獄人被服給與費 | 三〇、三〇五 |
| 其他の救助費 | 二二、一三五 |
| 作業費 | 四二、二〇〇 |
| 作業用品費 | 六、一五〇 |
| 器具器械費 | 三六、〇五〇 |
| 合計 | 一、〇四四、四三三 |
| 差引 | |
| 金一百六十七圓七十三錢 | 殘額 |
| 大正五年度收支豫算書 | |

| | | | |
|-----------|--------------|------|---------|
| 收入之部 | 一、金一二七〇、二一〇 | 收入總額 | 一六七、七三〇 |
| 内譯 | | | 一〇〇、〇〇〇 |
| 前年度繰越金 | | | 六一三、九八〇 |
| 群馬縣御下補助成金 | | | 三二八、五〇〇 |
| 聯合各會負擔金 | | | 一〇、〇〇〇 |
| 食費還納金 | | | 五〇、〇〇〇 |
| 雜收入金 | | | |
| 作業部償還金 | | | |
| 支出之部 | 一、金一、二七〇、二一〇 | 支出總額 | 一八〇、〇〇〇 |
| 内譯 | | | 一〇八、〇〇〇 |
| 金五三二、一六〇 | | | 一五、〇〇〇 |
| 理事會議費 | | | 二五、〇〇〇 |
| 評議員會議費 | | | 二〇、〇〇〇 |
| 備品費 | | | 三六、九六〇 |
| 電燈料 | | | 三一、二〇〇 |
| 消耗品費 | | | |
| 主事手當 | | 事務費 | 一八〇、〇〇〇 |
| 雇給料 | | | 一〇八、〇〇〇 |
| 理事會議費 | | | 一五、〇〇〇 |
| 評議員會議費 | | | 二五、〇〇〇 |
| 備品費 | | | 二〇、〇〇〇 |
| 電燈料 | | | 三六、九六〇 |
| 消耗品費 | | | 三一、二〇〇 |

保護

| | | |
|------------------------|---------|-----|
| 通信運搬費 | 一八、九六〇 | |
| 家屋等修繕費 | 九、〇〇〇 | |
| 圖書印刷費 | 一一、〇〇〇 | |
| 役員出張旅費 | 三〇、〇〇〇 | |
| 雜費 | 四六、〇四〇 | |
| 金六六五、三〇〇 | 保護費 | |
| 内譯 | | |
| 收容者給與費 | 五九一、三〇〇 | |
| 出獄人一時止宿費 | 一一、〇〇〇 | |
| 出獄人歸郷旅費 | 二四、〇〇〇 | |
| 出獄人衣服給與費 | 一八、〇〇〇 | |
| 被保護者資金、與費 | 二〇、〇〇〇 | |
| 金七二、七五〇 | 作業費 | |
| 内譯 | | |
| 作業用品費 | 五〇、〇〇〇 | |
| 器具器械費 | 二二、七五〇 | |
| 附記 | | |
| 右各款項目に通して互融することを得 | | |
| 聯合各會の負擔額は左表により徴収するものとす | | |
| 金六一三、九八〇 | 聯合各會負擔額 | |
| 内譯 | | |
| 會名 | 負擔金額 | 負擔率 |

| | | |
|--------------|------------|-----|
| 前橋各宗協會 | 四二、九八〇 | 七 |
| 高崎各宗協會 | 三六、八四〇 | 七 |
| 勢多各宗協會 | 五五、二六〇 | 九 |
| 群馬縣佛教協和會 | 六一、四〇〇 | 九 |
| 多野各宗協會 | 五五、二六〇 | 九 |
| 佐波各宗協會 | 五五、二六〇 | 九 |
| 甘樂各宗和敬會 | 四九、一二〇 | 八 |
| 碓氷佛教團 | 四九、一二〇 | 八 |
| 吾妻樹德會 | 三六、八四〇 | 六 |
| 利根佛教會 | 四二、九八〇 | 七 |
| 新田各宗協會 | 三六、八四〇 | 六 |
| 山田郡各宗 | 二四、五六〇 | 四 |
| 山田郡各宗法隆會 | 一一、二八〇 | 二 |
| 下山田各宗慈濟會 | 一一、二八〇 | 二 |
| 邑樂佛教協和會 | 四二、九八〇 | 七 |
| 計 | 一五、六一三、九八〇 | 七 |
| 備考 | | 一〇〇 |
| 計算四捨五入上金二錢超過 | | |

○福島遷喬會の近況

免因保護を以て目的とする福島遷喬會に於て大正

四年四月より大正五年三月まで保護せし人員は百二十八名にして此内入監せし者一名無斷退會せし者六名ありて其他百十六名は親族知己に引渡したる者なり而して本年四月一日へ越人員五名ありて皆夫々正業に就き居れり大正四年度の經費は六百圓四十五錢を要したり之を被保護者一名に割當るときは四圓六十九錢一厘となる今試に一時的保護を除き直接と間接との保護人員に就き地方別罪質別職業別を見れば左の如くである

| 地方別 | 罪質別 | 職業別 |
|-----|-----|-----|
| 福島 | 強盜 | 官吏 |
| 宮城 | 竊盜 | 農業 |
| 山形 | 詐欺 | 土方 |
| 秋田 | 横領 | 日雇 |
| 青森 | 殺人 | 小工 |
| 北海道 | 放火 | 小問物 |
| 東京 | 文書 | 行商 |
| 横濱 | 偽造 | 魚商 |
| 神戸 | 收賄 | 其他 |
| 千葉 | | |

協議事項
 一、本部ヨリ保護事務ニ付回答ヲ要スヘキ照會ニ接シタルトキハ遅クモ十日以内ニ回答セラレタキコト
 二、間接被保護者ノ訪問セラレタル狀況ヲ其都度本部へ報告ノ件ハ昨年決定ノ通り勵行セラレタキコト
 三、一宗務所ノ管轄數郡ニ涉リ爲メニ會費ノ徵收被保護者ノ訪問等不便ノ支部ハ其幾部ヲ割キ支部増設ノ件ハ昨年可決セラレタリ而シテ其實況ヲ視ルニ兒王大里ノ如キハ比較的支部少ナク事務上支障ナキヲ保シ難シ此際相當ノ位置ヲ選ミ支部増設シタキコト
 四、各宗寺院ニ於テ本會維持ノ爲メ一日三圓以上ノ寄附金ヲ募集セラレタシ

右終つて午前十一時より總會に移り會長より大正四年度事務成績竝に大正四年度の會計報告を爲し尙ほ左の四項目に付き決議する所ありて正午散會
 一、各寺院檀信徒ノ内三名以上ノ會員ヲ募集セラレタシ但會費

榑木 四
 埼玉 一
 長野 一
 計 四五
 四五
 四五
 又保護の爲め文書を往復せし數は八百九十八にして此内被保護者の家族融和又は被保護者との間保護に關したる者四百九十一あり文書の外に直接家庭又は本人を訪問したる者九十三件で同時に家庭又は本人より來會せし者は百三十二件あり以て如何に保護上に手數と努力を費し居るかを窺知る事が出来る斯くして被等は今や出獄後正業に就き善行を保ちつゝあるのである

○免囚保護會埼玉自彊會
 總會の概況

免囚保護會埼玉自彊會は去る七日浦和町日本赤十字社埼玉支部内に於て第二十六回總會を開きたり當日は朝來風雨にて道路泥濘なりしも斯業に熱心なる會員は續々出席し午前十時より定款に依り常

- 一、徵集ハ集金郵便ヲ以テ徵收スルコト
- 一、各宗寺院ニ於テ本會維持ノ爲メ一日三圓以上ノ寄附金ヲ募集セラレタシ
- 一、機關雜誌發行上ニ關スル件
- 一、保護狀況ノ報告ハ必ス當該支部長ニ其都度報告セラレタキコトハ昨年總會ニ於テ可決セラレタルモ未ダ實行セラレサル向アリ必ス勵行セラレタキコト

休息後午後一時より講演會を開き來賓及び七十餘名の會員竝に篤志家其他の傍聴者參列先づ大島會長開會の辭を述べ次で

昌谷埼玉縣知事登壇し免囚保護は至難の事業にして普通人を善化するには別に何等の辛勞を要せざるも悪人を陶冶して善良者たらしむるは到底普通道徳に頼りて奏功することは困難なるかの如く感ぜらる此の點に於ては偉大なる宗教の感化を俟たざるべからず宗教は何處までも慈悲を根底とし特に悪人を救済するは其本旨なり左れば宗教家たる會員諸君に於て出獄者を宗教的に感化し之を善導し行くは自己の本務を明にするの捷徑なるを以て大

に痛快事と推察せらる尙ほ自分も地方行政官として能ふだけの便宜を提供し斯業の爲め助力すべく會員諸君も益奮勵努力あらんことを希望す云々と述べ次に

眞木監獄事務官登壇、本會の古き沿革は我國免囚保護會中比類少きこと及び兩三年來事業成績の著しく擧かりたることを述べて本會の功績を讃し會長の藍綬褒章を賜はりたる名譽を祝し益會員の努力を以て其の責任を盡さるべきこと及び金力は左ることながら人力の斯業に必要な所以を絮説せられ其の實例として歐米に於ける斯業の概況を引用し以て保護事業の必要忽せにすべからざる旨を普く社會に紹介するの急務なるを聲明せられ更に再犯者の統計を擧げ詳細に其の要旨を説破して痛く會員の注意を喚起せり次に

藤岡檢事正は刑は刑なきを期すの箴言より醜釀し現行刑法の主義及び裁判所の方針が従前の如く應報の主義に依らず即ち主觀主義、目的刑主義に依

り犯人を感化改善せしむるの目標を誤らず總て犯罪者にして改悛の曙光認めらるゝものに付ては成るべく執行を猶豫して其の成績を視察し其の他微罪不起訴を施しては彼等の反省を促し以て再犯を防遏し國家の爲めに犯罪の撲滅を圖る手段の容易ならざる旨を縷述し又一面國家が多額の費用を犯罪者の爲めに拂ふの不利益を痛論し全國及び埼玉縣に於ける大正三年以來の犯罪者數竝に不起訴及執行猶豫となりたるもの、統計を仔細に列擧して犯罪増減狀況を説明し免囚保護を有效ならしめて犯罪の減少に努めざるべからざること則ち免囚保護事業が當今の急務なるを説きて會員の努力を促したり次に

白井典獄登壇、一般會員の熱誠に對して慇懃なる挨拶を述べ且つ會長の荷はれたる名譽即ち昨冬藍綬褒章を受けられたるは會長は勿論其補佐者たる會員諸君の名譽たると共に一面責任の益加はりたるを覺ゆと述べ今後の斯業經營上の方針等につき

保

護

注意し今や行政機關に依る免囚保護も漸次好成绩を現はすに至り保護思想の漸次普及し行くは寔に喜ばしき次第にして過日比企郡に於いては郡内の被保護者竝に各町村長、寺院住職を松山町に招集して保護の發達を圖る爲め聯合協議會を開き且つ被保護者に對しては訓話會を開きたる際の狀況を述べ轉じて埼玉縣出獄人保護規程に依る大正四年の成績を各郡別に擧げて良好の成績なるを説き又兩三年間に於ける新受刑者の人口一萬人に對する比例を各郡別に擧げ延いて埼玉縣及び全國との比例を對照し年々減少し行くこと及び埼玉縣は全國の平均より少きことを説明し之れ種々の原因あるべきも保護事業の力も其の要因を爲せることは事實なりとて會員の注意を喚起し益斯業の爲め努力すべきことを希望すと述べ降壇す

右講演終つて午後四時閉會せり當日は雨天にて出席者の數も如何あらんと思はれしに大雨なりし割合に出席者多く且つ十數名の來賓出席せられ其來

賓の主なるものは昌谷埼玉縣知事、眞木監獄事務官、木戸監督判事、山根豫審判事、白井典獄、長谷場川越分監長、北元保安課長、高木熊谷分監長、山口警部補、新聞記者數名其他にして中々の盛況なりしは斯道の爲め喜ぶべきことなり



○刑事被告人の逃走未遂

静岡監獄在監詐欺事件被告人田邊憲内は四月十二日午前十時頃裁判所公判廷より退廷の際法廷入口迄引率し腰繩を掛けんとしたる時入口の開扉しありしに乘し看守の隙を視ひ廊下に飛出し道路に出たるを以て即時看守は追跡し續て法廷取締の巡查も急速跡を追ひ裁判所前の道路を右に一二町にて右折し舊城廓の堀に架せる凱旋橋を経て右側の小路に入りたる際本人が左折せる小路に入り一時其姿を見失ひたるも同時に右側一民家の門扉に付しある警鈴の鳴りたるを聞き右家宅内に入りたるものと察知し同家の便所側に追詰め巡查と協力逮捕せり

○受刑者の逃走

大分監獄中津分監在監竊盜放火懲役一年六月松下長明は四月十五日午後二時二十分第一區作業場薬工薬打就業中薬品薬取寄せの爲め第二區作業場へ這したる途中第一區作業場と第二區作業場の間にある工場裏通用門の屋根と第二區作業場窓上庇に手を懸け攀登り第二區作業場屋根に移り裏側に越へ非常門内約二間を隔りたる外圍土塀上に飛降り構外に脱出し終に逃走したるも着用の獄衣は分監外圍を去る約三十間の所に脱ぎ捨てたるを以て日中速く逸出せざるを見込みたるも爲念警察署の應援者と共に一二の看守をして山國橋附近の要路を扼せしめたる

(作業器具)を踏破し強く蹴り外し縊死を遂げたり原因は悲観の極精神に異状を呈せるものなりと

○刑事被告人の縊死

秋田監獄大曲分監在監殺人及詐欺事件被告人西菊藏は三月三十一日午後六時五十五分頃居房内に於て隣房との板壁中央なる柱の頂上と天井梁との隙間に携有の晒襦を結束し臥具を踏躓せし縊死せり原因としては之が動機と認めべき證據なかりしも入監以來裁判所に於て數回の取調を受け同日は恰も懲罰判事の取調を受けたるものにして歸監後別に煩悶の状態なかりしも犯罪事實を追憶し重刑の免へからざるを悲觀し厭世自死するに至りたるものなり

○刑事被告人の縊死

岡山監獄在監竊盜被害事件日高剛は四月四日午前十時貸與の手拭を鐵ポットに通し其兩端を結び首を掛け兩足を伸し臂は床上約五寸を離れ遂に縊死せり原因は慚愧後悔の餘りに出でたるなり

○受刑者の縊死

静岡監獄在監受刑者放火初犯懲役三年九月梅原重雄は四月八日午前七時三十分頃居房の裏窓に箆め込める鐵格子に三尺帯を掛け之を頸部に巻付け縊死せり原因に付ては本人は低臆者にして聽力重聽を呈し憂鬱の状態にあり入監以來二回の工場に出役せしめし一回は役に服せず精神に變調を來したるやの疑ひありて獨居拘禁に付したるものにて急に前途を悲觀し自殺せるならん

○受刑者の變死

新潟監獄在監受刑者竊盜懲役一年高橋萬平

に四日午後三時三十分北門通桑原某方床下に潜伏し居りたるを見逮捕せり逃走の動機は細里の父母妻子を愛慕の餘りなるよし

○刑事被告人の逃走

静岡監獄濱松分監在監竊盜被害事件十犯種田留吉は三月三十日午前九時四十五分頃運動中戒護看守の隙を視ひ列外に出て拘留監第二監南出入口の格子戸を取外し懲役監との境界に接せる高九尺の板塀に立掛け之を攀上りて外塀に飛付以て踰越逃走したり

○受刑者の傷害

長野監獄在監受刑者竊盜懲役十年中田豊次郎は四月十二日午後零時三十分頃同囚柿本彌助に作業用の鉄を以て傷害を加へ後頭部に長さ約一寸深さ三分餘の創傷を負しめたり原因は同工場出業清水多加尾なる者鉛筆を包藏せるやの嫌疑を以て戒護看守長の取調を受けたる事實に對し右清水と不都合なる加害者豊次郎の警告に係るものならんとの同工場出業者の想像なるより同日午前十時頃被害者は加害者に對し右警告事實の眞否を詰問したる結果從來の情誼を棄て、反對に立てる清水に聲援するものとして之を含み居たる折柄同日午後零時三十分頃被害者が同工場擔當看守の席に出て踵出を爲すを望見し直に自己の非を申告するものと誤推し突然此舉に出でしものなりと

○受刑者の縊死

大分監獄在監受刑者平野鐘久は三月二十七日居房前面中央上部天井裏張木に取付ある電燈線外管に自己の帯及襪を結合したるものを懸け其兩端を自己の頸部に纏ひ頸網壓は四月八日午後六時五十分頃居房前面横に三尺帯及手拭を結び合せ之を首に掛け縊死を遂げたり原因は慚愧後悔の結果なりと

○受刑者の縊死

浦和監獄在監受刑者竊盜二犯瀧川勝治は四月十三日午前十時四十五分頃獨居拘禁市監房背面窓引戸の闔と壁との隙間に自己の三尺帯を通し監房前面に向ひ縊首し兩足を前方に之らし背部を壁に接したる儘絶息せり動機としては特に認めべきものなく昨今の陽氣にて遽かに精神に變調を來したるならん

○受刑者の縊死

秋田監獄在監受刑者竊盜二犯懲役六月小林常藏は四月十七日午後四時三十分頃居房内に於て貸與の帯を監房窓格子に掛け縊死を遂げたり本犯は入監以來行狀不良にして放縱我慢の性癖あり且つ常に犯罪事實及前科を否認し不時に號泣して判決の不當を喚らし警察署留置中に於ける取扱の不滿を訴へて大聲を發し又は屢々縊首を假裝し精神に幾分の變調あるものと認め獨房に拘禁し嚴重觀察中のものなりと

叙任

各
 看守長任用試験委員ヲ命ス
 叙從七位
 叙正五位
 叙從五位
 一級俸下賜
 叙正五位(特旨ヲ以テ位階追陞)
 任典獄叙高等官四等
 九級俸下賜青森監獄勤務ヲ命ス
 任典獄補叙高等官八等
 八級俸下賜東鳴監獄勤務ヲ命ス
 二級俸下賜依願免本官
 東京監獄勤務ヲ命ス
 復職ヲ命ス
 七級俸下賜岐阜監獄勤務ヲ命ス

典獄(大阪) 杉野喜祐
 典獄(大阪地方) 神原甚造
 典獄補(大阪) 兒島三郎
 典獄(宮崎) 土居寛申
 監獄事務官 眞木喬
 典獄(横濱) 三浦貢
 典獄(東京) 木名瀬禮助
 故典獄 木名瀬禮助
 典獄(福島) 赤塚源二郎
 典獄補(東鳴) 島田鐵太郎
 典獄 島田鐵太郎
 看守長 小菅 小橋川昭慶
 典獄補 小橋川昭慶
 典獄(豊多摩) 森元祐
 同(京都) 野口謹造
 休職典獄 松隈房吉
 典獄 松隈房吉

豊多摩監獄勤務ヲ命ス
 福島監獄勤務ヲ命ス
 山形監獄勤務ヲ命ス
 京都監獄勤務ヲ命ス
 安濃津監獄勤務ヲ命ス
 佐賀監獄勤務ヲ命ス
 給七級俸山口監獄勤務ヲ命ス
 札幌監獄勤務ヲ命ス
 給七級俸長崎監獄島原分監長ヲ命ス
 福岡監獄勤務ヲ命ス

同(安濃津) 鈴木信彌
 同(山形) 香川又二郎
 同(佐賀) 長谷川喜一
 同(福島) 赤塚源二郎
 同(岐阜) 寺崎勝治
 同(青森) 大野數枝
 看守長(福島) 曲淵牛三郎
 同(福岡) 三輪榮太郎
 同(山口) 岡田文藏
 同(長崎) 森爲吉
 同(青森) 伊勢谷常三郎
 同(熊本) 重松勘之助
 看守長(名古屋) 宮地健次郎
 同(同) 齋藤龜市
 同(同) 徳江鶴太郎
 看守長(神戸) 阿部智彦
 同(名古屋) 宮地健次郎
 看守長(大阪) 堀一耶平
 任司法技手兼看守長給七級俸大阪監獄拘留監獄建築勤務ヲ命ス
 安濃津監獄四日市分監長ヲ命ス
 同(安濃津) 今津充馬
 安濃津監獄勤務ヲ命ス
 同(四日市分監長) 北村源次郎
 同(奈良) 長米鶴吉
 同(長野) 三浦米丸
 依願免本官

會報

○監獄協會々報

○贈與金

本會は四月二十三日死亡せる東京監獄典獄木名瀬禮助氏に對し生前の功勞に酬ゆる爲め弔祭料其他金四百圓を贈呈せり又四月十一日より本月五日迄會則第十一條第一項第三號乃至五號に依り元岡山監獄看守國平金重氏外六十一名に對し參圓以上十一圓迄の金圓を贈與せり

○主事の更迭

本會並に輔成會主事松隈房吉氏は今回復職の上岐阜監獄へ榮轉の爲め退職判事(横濱地方)北島良吉氏入て兩會の主事に囑託せられたり尙別項叙任欄所載の如く森元祐氏の勇退松隈典獄の復職並に島田典獄の榮轉に付き當協會の催にて九日午前五時

○木名瀬典獄の訃

半より神樂町常盤亭に於て森氏の爲めの慰勞外二氏の送別會を開き以上三氏並に谷田會長眞木理事有馬坪井兩典獄北島主事出席せられたり

東京監獄典獄木名瀬禮助氏は客月初旬より病を得て静養中なりしが手術後病勢遽に革まり同二十三日午前一時淡路町阿久津病院にて逝去せり享年六十一、氏は舊秋田藩土松淵彦三氏の三男にして幼時同郷木名瀬家を相續し明治十一年監獄官吏となりしより今日に至り司獄の職に在ること茲に四十年實に斯界の元老たりき朝議其功績を勸し特に位一級を進め正五位に叙し一級俸を給せらる氏は又本會地方部長及び理事並に輔成會理事として多年兩會の爲めに盡力せられしは衆の認むる所なり其篤疾に罹り終に起たざりしは深く悼惜に勝へずとす二十七日谷中瑞輪寺に於て盛んなる葬儀を營まる此日鈴木輔成會々長谷田本會々長より鄭重なる弔詞を呈せられたり

○ 地方部長の囑託

東京地方部長ヲ囑託ス
 野口 謹造
 豐多摩地方部長ヲ囑託ス
 鈴木 信彌
 安濃津地方部長ヲ囑託ス
 寺崎 勝治
 岐阜地方部長ヲ囑託ス
 松隈 房吉
 福島地方部長ヲ囑託ス
 香川 又二郎
 山形地方部長ヲ囑託ス
 長谷川 喜一
 青森地方部長ヲ囑託ス
 島田 鐵太郎
 京都地方部長ヲ囑託ス
 赤塚 源二郎

○ 輔成會々報

○ 其後の加盟保護會

| 府縣名 | 稱 | 所在地 | 保護方法 | 保護區域 |
|-----|-----------------|---------|------|------|
| 府縣 | 名 | 所在地 | 保護方法 | 保護區域 |
| 鷹手 | 法雨會 | 氣仙郡日頃市村 | 同 | 郡内一圓 |
| 千葉 | 山武郡免因 保護聯合組合 | 山武郡東金町 | 同 | 同 |
| 巖手 | 江刺遷善會 | 江刺郡岩谷堂町 | 同 | 同 |

○ 保護會の移轉及改稱

邑久郡聖德紀念修心會(岡山)は同縣同郡福田村圓福寺内に眞壁佛教保護會(茨城)は同縣眞壁郡眞壁町大字古城九十四番地大林院内に何れも其の事務所を移轉せり又川上郡佛教各宗同盟團(岡山)は川上郡佛教團と改稱せり

○ 保護會の脱會

馬來田村免因保護會(千葉)外二十二箇所は今回脱會の届出あり

因に同縣下保護會に對する一切の交渉案件は凡て千葉縣歸性會中間に在りて其任に當る趣なり

○ 佐賀縣恒産會支部設置

| 府縣名 | 稱 | 所在地 | 保護方法 | 保護區域 |
|-----|------|-----|------|--------|
| 府縣 | 名 | 所在地 | 保護方法 | 保護區域 |
| 佐賀 | 鳥栖支部 | 鳥栖町 | 同 | 三養基郡一圓 |
| 同 | 佐賀支部 | 佐賀市 | 同 | 佐賀郡一圓 |
| 同 | 小城支部 | 小城町 | 同 | 小城郡一圓 |
| 同 | 唐津支部 | 唐津町 | 同 | 東松浦郡一圓 |
| 同 | 杵島支部 | 武雄町 | 同 | 杵島郡一圓 |

司法省監獄公文

○ 司法省會甲第七〇七號

(大正五年四月十五日裁判所監獄
 宛司法大臣官房會計課長通牒)

高等官年俸並ニ官舎宿代ニ對シ本年法律第二號ヲ以テ公布相成候國庫出納金端數計算法適用方ノ件
 大藏省ニ照會候處左ノ通回答有之候此段及通牒候也

主計發第六號

國庫金端數計算法第四條ノ解釋ニ關スル件
 本年二月廿三日附甲第二七七號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ左記ノ通ト被存候間右ニ御承知相成度省議ヲ經此段及御回答候也

大正五年四月十四日

大藏省主計局長 市來 乙 彦
 司法大臣官房會計課長 平野 亮 平 殿
 記

一、高等官々等俸給令ニ依ル年俸ノ如キハ支拂フヘキ總額ト云フヲ得サルニ付第四條ノ適用ナク月割又ハ日割ニ依ル現支給額ニ付第一條ヲ適用シ其ノ端數ヲ切捨ツヘキコト

二、官舎貸渡規則第四條ニ依リ取立ツル官舎宿代ニ付テモ亦前項ニ同シ

○ 司法省會第七〇〇號(大正五年四月十五日司法)
 (次官ヨリ各監獄へ通牒)

監獄建築直營工事ニ關シ大正四年七月會計検査院達第一號計算證明規程第五十條第二項ニ依リ提出スヘキ竣功明細書ノ儀ハ大正五年以降左記各項ニ依リ作成シ會計検査院ニ送付相成可然此段及通牒候也

一 竣功明細書ハ計算證明規程附屬書式第九號ノ一ニ依リ作成スヘシ但總括及竣功内譯ノ摘要欄内ニ記載スヘキ費目及工種ノ區分ハ第四項ノ例ニ依ルヘシ

二 當該工事費ヲ以テ製造シタル煉瓦又ハ代金ノ支出ヲ要セサル物品及勞力ヲ使用シタルモ

ノハ之ヲ朱書スヘシ
 三 器具機械ノ類ニシテ甲年度ノ竣功高ニ算入シタルモノハ乙年度以降尙其ノ工事ニ使用シタリト雖モ其ノ竣功高ニ算入ヲ要セス
 四 費目及工種ハ左ノ例ニ準シ之ヲ區分スヘシ
 監房及附屬建物費

雜居 監
 分房 監
 男(女)拘置 監
 女 監
 病 監
 廊 監
 何 監
 事務所及附屬建物費
 倉庫 所
 何 置
 物 庫
 何 々

炊所及附屬建物費

汽 罐 室

石 炭 庫

廊 下 庫

倉 庫

何 々

官舍及附屬建物費

典獄官舍

看守長官舍

看守官舍

看守官舍

合宿所

物置

門塀下水土堤井戸樹木

何 々

敷地買收及建物移轉費

土地買收

建物移轉料

何 々

門塀井戸樹木其他土工費

門

塀

井

何

假設

假

假

假

假

何

整備

電

電

電

窓

何

煉瓦製造費

費

費

費

費

費

費

費

費

費

費

費

費

費

々

々

々

々

々

々

々

々

々

々

々

々

々

煉瓦製造

何

々

々

々

々

々

々

々

々

々

々

々

々

々

々

々

々

○特種ノ受刑者ヲ拘禁スヘキ監獄及之ニ拘禁スヘキ者ノ種類ニ關スル件(大正五年五月六日監丙第靜岡名古屋岐阜金澤膳所各監獄拘禁ニ係ル二十歳以上ノ男受刑者中刑期五年以上十年未満ニシテ行狀不良改悛ノ見込ナシト認ムヘキモノハ自今安濃津監獄ニ收容スヘシ)

左記會計法規解說ハ司法省會計課員ノ談ナリ
 ○監獄ニ於テ織製スル看守以下ノ服地等ニ對スル織物消費稅ノ納付方
 監獄ニ於テ織製スル監獄需用ノ看守以下夏服地質及在監者ノ被服臥具用木綿ニ對シ織物消費稅ノ納付ヲ要スルヤト謂フニ明治四十三年三月織物消費稅法頒布後ハ製造者自己又ハ其家族ニ供スル場合

ノ外ハ免稅セサル趣旨ニテ免稅範圍ヲ局限セラレタルヲ以テ監獄自用織物ニ付テモ販賣用織物同様課稅ヲ受クヘキモノトス而シテ右織物消費稅ノ支出科目如何ト謂フ在監人費就役費中消費稅ノ節設置シアルモ該科目ハ監獄製品中ノ織物販賣又ハ他ヨリ購入スルニ當リ納稅ヲ要スルトキ支出スルモノニシテ重要材料即紡績糸染料等ヲ相當科目ヨリ支出提供シ委託織製ノ上其工賃ヲモ被服費ヨリ支拂フ本間織物ノ如キハ稅金モ相當科目ヨリ支出スヘキモノトス(大正二年司法省監丙第二四五號通牒及同司法省會甲第一二二號通牒參照)

○官舎敷地内ノ電燈使用料
監獄附屬官舎敷地内ヘ街燈トシテ設置スヘキ電燈ノ使用料ハ官費支辨スヘキモノニアラスシテ居住者ノ自辨トス

○入札保證金ト現金出納簿ノ登記
工事又ハ物品購入等ニ付競争入札施行ノ場合ニ於ケル入札保證金ハ落札人以外ノ分ニシテ即時還付スルモノニ對シテハ現金出納簿ニ登記ヲ要セサル

モノトス(大正三年司法省會甲第五七七號通牒第一二項參照)

○分監ノ出納官吏代理官ト看守
分監長ノ外判任以上ノ官吏ナキ監獄分監ニ於テ分監長更替ノ際後任者未著任等ノ爲メ出納官吏ノ代理官ヲ要スル場合ニ於テハ該分監ノ上席看守ニ代理官ヲ命スルモ差支ナキモノトス(大正二年司法省會甲第五二〇號通牒參照)

○不用物品書留簿ノ設備方
不用物品書留簿ハ應用及獄用品物品會計官吏ト作業品分任物品會計官吏ト各別ニ設備シ然ルヘキモノトス(大正三年司法省會甲第五七七號通牒第一項參照)

○領置品基帳ト典獄ノ證印
監獄法施行細則第四百十條ニ依レハ領置品基帳ニハ典獄之ニ證印スヘキ規定ナルニ監獄會計事務章程中該證印ノ方法ヲ示シタルモノナシ右ハ領置品基帳中適宜證印シ差支ナキモノトス(大正三年司法省會甲第五七七號通牒第九項參照)

勝友叢書

迷の跡

全一冊 菊版二百二十二頁 實費郵送料共金參拾錢

本書は在監人看讀用として出版せる勝友叢書第二編にして歐洲諸國に於て刊行せらるゝ四人の告白又は懺悔録に倣ひ我國在監中四十餘名の實歴に基き犯罪の徑路を叙し併せて處世の教訓を揭示したるものなれば一般世人にも有益なる冊子なり

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版百九十八頁 挿圖百九十五個 實費郵稅共 金三拾六錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

發行所

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座
番號
東京貳五〇五九番

加入者
氏名
監獄協會

大正五年五月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼
編輯人
東京市麻布區辨町二十六番地
北島良吉

印刷人
東京市四谷區愛住町二番地
磯村政富

印刷所
東京市麴町區下六番町十七番地
同勞舍

發行所
東京市麴町區四日比谷町壹番地
電話新橋壹參六八番
監獄協會

賣捌所
東京市四谷區愛住町二番地
東京書院